

第百六十四回国会
衆議院

厚生労働委員会 議 録 第 七 号

(一一三)

平成十八年三月十日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 岸田 文雄君

理事 大村 秀章君 理事 鴨下 一郎君

理事 北川 知克君 理事 谷畑 孝君

理事 寺田 稔君 理事 園田 康博君

理事 山井 和則君 理事 福島 豊君

新井 悦二君 石崎 岳君

上野賢一郎君 川条 志嘉君

木原 誠二君 木村 義雄君

坂井 学君 清水鴻一郎君

清水清一朗君 菅原 一秀君

杉村 太蔵君 高鳥 修一君

戸井田とおる君 富岡 勉君

西川 京子君 林 潤君

原田 令嗣君 平口 洋君

福岡 資麿君 松浪 健太君

松本 純君 御法川信英君

岡本 充功君 菊田真紀子君

郡 和子君 仙谷 由人君

田名部匡代君 古川 元久君

三井 辨雄君 村井 宗明君

柚木 道義君 上田 勇君

高木美智代君 高橋千鶴子君

阿部 知子君 糸川 正晃君

議員 小宮山洋子君

議員 古川 元久君

議員 山井 和則君

議員 西村智奈美君

議員 郡 和子君

議員 川崎 二郎君

議員 赤松 正雄君

厚生労働大臣 中野 清君

厚生労働大臣政務官	西川 京子君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房総括審議官)	金子 順一君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房技術総括審議官)	外口 崇君
政府参考人 (厚生労働省医政局長)	松谷有希雄君
政府参考人 (厚生労働省職業安定局長)	青木 豊君
政府参考人 (厚生労働省労働基準局長)	鈴木 直和君
政府参考人 (厚生労働省職業安定局長)	北井久美子君
政府参考人 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)	中村 秀一君
政府参考人 (厚生労働省社会・援護局長)	磯部 文雄君
政府参考人 (厚生労働省老健局長)	水田 邦雄君
政府参考人 (厚生労働省保険局長)	渡邊 芳樹君
政府参考人 (厚生労働省年金局長)	塩田 幸雄君
政府参考人 (厚生労働省政策統括官)	榊原 志俊君
厚生労働委員会専門員	
委員の異動	
三月十日	
辞任	補欠選任
井上 信治君	清水清一朗君
加藤 勝信君	坂井 学君
同日	
辞任	補欠選任
坂井 学君	加藤 勝信君
清水清一朗君	井上 信治君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第一八号)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

児童手当法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外四名提出、衆法第九号)

○岸田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房総括審議官金子順一君、大臣官房技術総括審議官外口崇君、医政局長松谷有希雄君、労働基準局長青木豊君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岸田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。一昨日に続きまして、引き続き質疑をさせていただきます。

まず、私の一昨日の質問に関して御答弁をいただきました厚生労働省に係る常勤の公務員の数、そして出向者を含むと言われた人数の把握、

こういつた部分について、私は受けた説明と違っていたということをお聞かせいただきました。私は最初、常勤の公務員の数、定員の中に入る公務員の数が、十二万九千人厚生労働省で十三年三月末にいた人員が、十二万二千人に十七年三月末になった、七千人減ったんだ、こういう前提で議論をしてきたわけですけれども、この数字が違っていたわけがあります。

これについては、改めてその説明と違っていた旨について御説明をいただきたい。それがまず一点であります。よろしく願います。

○赤松副大臣 三月八日、今岡本委員がおっしゃった前回の本委員会におきましては、当たり前のことでございますが、独立行政法人に関する法案審議でございまして、後に独立行政法人となった特殊法人、認可法人等の職員を含んでいるか、こういうお尋ねであった、そんなふうに私は理解しております。出向者についてのお尋ねがあったことから、私としては、後に独立行政法人となった特殊法人、認可法人等に国から出向している職員に関するお尋ねであるとあの場面で認識をいたしました。国からの出向者についても、そうした特殊法人、認可法人等の職員数に含まれていることから、出向の職員も含まれている旨答弁したわけでございます。そのため、委員今おっしゃったような委員の御認識と、私の述べたものに差が生じたものである、そんなふうに理解をいたしております。

なお、厚生労働省から他省庁への出向者及び独立行政法人等への出向者につきましては、委員に提出させていただいたものが現時点で把握しているものでございます。

前回私が議員の御質問にお答えして、七千人の減、こういう説明をしましたことにつきましては、これは、あのときにも申し上げましたけれども、これ

らを単純に比較することは適当でない部分がございますけれども、と前置きをしました上で、約七千人の減と答弁をいたしました。

その約七千人の減と説明しました前提としましては、平成十三年三月の職員の中に国立病院の賃金職員、看護師を含んでおりますが、この賃金職員につきましては、正規職員と同じ勤務形態であつて、独法移行後に正規職員としたことから、この点を考慮して比較することが適当ではないかとあの場面であつて、答えた次第でございます。

以上です。

○岡本(充)委員 さらに重ねて言わせていただきますが、賃金職員というのは非常勤の職員でありまして、厚生労働省に関する非常勤の職員のみを比較してみると、平成十二年七月一日と平成十七年七月一日、差を比べてみると、賃金職員の分を含めてトータルで見ても差はほとんどない、四人ふえているということでありまして、これは恣意的に非常勤の職員を加算して、あたかも減つたような数字を提出されたということは極めて遺憾でありますし、これについては明確に私は抗議をさせていただきますと思います。

実際には、七千人減だと聞かされていたあの数字は、最終的には約千八百人の増であつた。平成十三年三月末から比べてみると、平成十七年三月末で、およそ千八百人の増であつたということを変更して指摘をさせていただいて、私の質問にお答えいただけなかったことを抗議させていただきます。

その上で、いまだにいただけていない資料がございます。

厚生労働省から他省庁へ出向した平成十三年三月末日時点での職員の数や独立行政法人等への平成十三年三月末時点の出向者の数、並びに非常勤職員でございますが、独立行政法人労働政策研究・研修機構、国から行った職員、平成十三年三月末の数。また同様に、独立行政法人医薬品盤研究所の平成十三年三月末の、これは非常勤でございますが、同様に、認可法人医薬品副作用被害救

済・研究振興調査機構(一部)、そして独立行政法人医薬品医療機器総合機構、こちらから非常勤で行った人数の数、また国からの独立行政法人に職員が移つていないのかという中で、平成十三年三月末の人数の把握がまだできておりません。

また、これとあわせて、それぞれ平成十三年三月末、平成十七年三月末時点、この職員の皆様方の給与の三分トータルですね、それぞれ十三年三月分の給与、十七年三月分の給与についても資料をいただきたい旨通告をさせていただいております。

いつまでにいただけるのか、明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○赤松副大臣 まず、他省庁への出向等について時点修正を行いました上で、今委員いろいろな部分御指摘がございましたけれども、そういう、国及び独立行政法人等の職員、非常勤職員数、出向者数の資料を来週中には提出をさせていただきますと思ひます。

なお、後段でおつしやいました職員等に支払つてゐる総人件費等についての報告につきまして、国及び独立行政法人等の人件費について、常勤職員と非常勤職員を通じた総額をお示しすることとは極めて難しい側面もありますけれども、先日の御指摘もあり、それを踏まえて、今月内には、必要に応じて推計を行うことも含めて、どのようなことが可能かしっかりと精査をしてみたい、そんなふうにしております。

○岡本(充)委員 それでは不十分です。ちゃんと出していただけるという明確な答弁をいただきたい。推計を含めてどのような形で答弁できるのかを持つてくるだけでは、数字が出てきません。きちっと数字が出せるという御答弁をいただけないと、私は審議が進められない。どうかお答えをいただきたい。

○赤松副大臣 先ほど申し上げましたように、いろいろな困難な部分もございますので、必要に応じて推計を行うことも含めて、どのようなことが可

能か精査してまいつた上で、今議員がおつしやつた点も含めて、しっかりと努力をした結果を見ていただきたい、こんなふうに思ひます。

○岡本(充)委員 数字を出していただけないということですか。イエスかノーか、それだけお答えください。

○赤松副大臣 数字を出すか出さないか、イエスかノーかと言われて、直ちに今ここで答えるわけにはまいりません。それも含めてということですね。

○岸田委員長 という答えですが、赤松副大臣、答えは今のとおりですね。

○岡本(充)委員 そうしましたら、続きまして、もう一点質問させていただきます。

まず一点は、国土交通省所管における独立行政法人で、官民交流の名のもと、企業からの人材受け入れを行っているという話がありました。人材交流自体悪いことではありませんが、その受け入れ企業に対して当該独法が仕事を発注しているという事実が明らかになっております。民間からの人材選定が公募でなく指名で恣意的に選ばれている可能性を疑うこともできるわけでございますが、この調査は実は国土交通省所管の独法のみしかしておりません。厚生労働省所管の独法でも同様なケースがあるかどうかについてもぜひお調べをいただきたいと思うんですが、お調べいただけますでしょうか。

○金子政府参考人 突然のお尋ねでございますが、今手元に必要な資料等もございませんので、その点も含めて、少し検討させていただきますかと思ひます。

○岡本(充)委員 調べるのか調べないのかを、調べるというお約束をいただきたいということですね。

○金子政府参考人 他の省庁の状況も踏まえまして、調べてみたいと思ひます。

○岡本(充)委員 最後に一点、もう一点だけ。独立行政法人の、設立時期の違う法人がそれぞれ今後統合をしていく必要性も出てくると思ひますが、例えば、十三年四月設立、そして十五年十月設立、十六年四月設立など設立時期の異なる独立行政法人それぞれが独立行政法人通則法の中で規定され、また個別法で規定されているさまざまな事業を行う中で、今後、統合についての検討をしていく必要があると思ひます。残念ながら、厚生労働省、今回見直しの草案の中ではこれらの法人との統合について検討をされた向きはありませんが、これからの統合の方向性についても前向きに進めていくかどうか、大臣から御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○川崎国務大臣 独立行政法人といふものは、ある意味では、出向者に任せながらやっていく、そういう意味では、中期目標というものは大事にしてやりたいという気持ちは、私も持っております。中期目標というのは大事にしてやりたい。しかし、世の中の状況が大きく変わってやらなかならぬというときは、それは私も、考えてやることはあり得る。

○岡本(充)委員 終わります。

○岸田委員長 これにて岡本充功君の質疑は終了いたしました。

以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○岸田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 私は、民主党を代表し、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

そもそも独立行政法人は、国の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務及び事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、当該業務を効率かつ効果的に行わせることを目的に創設されたものであります。現実には、独立どころか省庁からの天下りが継続し、業務の効率と効果についても十分な検証がなされていない

ことが本審議を通じて明確になりました。本法案による独立行政法人の統合、職員の非公務員化だけではこれらの弊害を払拭することはできません。

以下に、その理由を申し述べます。

第一に、独立行政法人の事業を見直さないまま非公務員化を行っていることであります。

国が省庁直轄で行う事業、民間でできる事業、そして独立行政法人が行うべき事業を抜本的に整理しないまま非公務員型の独立行政法人に移行したのでは、非公務員化の意義が見出せません。例えば、国立健康・栄養研究所が実施している研究や調査、試験許可業務については、民間にできるものがないのかさらなる精査をすべきです。

職員の身分は非公務員化されるとありますが、実質は、国から交付される運営費交付金から全人件費が支出され、職員は非公務員でありながら国家公務員共済に加入したままであり、肝心の雇用面では公務員型が続いております。非公務員化という身分の位置づけが中途半端であるだけでなく、厚生労働省に関する公務員、そして出向を含む独立行政法人の総人員数の推移が不明確、そしてその人件費がどう推移していくかもあいまいなままであります。対象独立行政法人の存在意義、事業目的の妥当性の精査、検証をおおざりにして、いたずらに国家公務員の削減をしたかの誤解を与え、その手段に非公務員化を利用しているとの批判は免れ得ないと思っております。

第二に、事業の効率を向上させる展望が欠落しています。

産業安全研究所、産業医学総合研究所の統合によって相乗的な研究効果が上がるという具体的な説明はなされていません。現に、労働安全衛生研究所に統合されても、施設は清瀬市と川崎市に分かれており、職員の定数は変わらず、事務効率を向上させることはおろか、逆に往來に時間を費やし、かえって非効率化するのではないかという懸念さえあります。国立健康・栄養研究所についても、職員定数は変わらず、事業効率の向上に関する

計画も具体性に欠けています。

第三に、中央省庁との癒着体質を改め、独立行政法人の本来の姿を実現するための改革が欠落しています。

そもそも、非公務員化の意義すら不明確であり、行政のスリム化、質の高い効率的な業務運営を目指すなら、同時に運営交付金の削減や独法の独立性を高める措置を講じるべきです。しかし、今回提出の法案では、非公務員化をうたいながら国からの運営交付金の額はほとんど変わりません。独立行政法人の独立性を高める独立行政法人の長の公募制の義務化、非特定独立行政法人役職員の天下り規制、独立行政法人における一般競争入札の義務化等の措置は何ら講ぜられておりません。これでは、独立行政法人が天下り規制の抜け穴となかなかねず、官製談合の解消にもつながらない天下り隠しの非公務員化の批判は免れ得ません。

このように、本法案は、独立行政法人をめぐる本質的な問題に踏み込まないまま、現実には役所の強い関与に縛られ、事務事業の効率性の向上をしない一方で、天下りや官製談合の温床となっている疑念が強く、単なる公務員削減の数合わせをしている、そう言われても仕方がない、そのように思う次第であります。小さな政府を見せかけを進める手段にすぎないと言わざるを得ないわけでありです。

以上の理由から、民主党は本法案に反対することを表明して、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○岸田委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、研究所の統合や非公務員化のねらいが、行政機能のスリム化、効率化を理由に、公務員の削減を進めることにあるからです。

産業安全研究所と産業医学総合研究所は、司法警察権を持つ労働基準監督官に協力し、労働災害の原因調査を行っております。また、国立健康・栄養研究所は、特別用途表示食品の大臣認可及び認可取り消しの根拠となる試験を行うなど、いずれの研究所も公権力の行使の前提となる業務を実施しています。

これらの業務は、極めて高い公平性、中立性を有しており、企業からの独立性が保たれる公務員でなければできないものです。非公務員化は、こうした立場を突き崩し、ひいては国民の安全や健康に対する国の責任放棄につながるものであります。

第二の理由は、非公務員化が研究環境を一層不安定にし、基礎的研究の後退を招くからです。

各研究機関は、長年にわたって基礎的データを積み上げる研究など、採算性は見込めないが、他にかえることのできない貴重な研究を行っております。こうした研究の成果が、労働災害を防止するための法令改正に生かされるなど、国民の安全や健康にとって大変重要な役割を果たしています。

一方、独立行政法人化後、職員数や運営交付金の削減、外部資金の確保が押しつけられてきました。非公務員化されれば、成績主義の人事評価制度と相まって、短期間で結果が出る効率のいい研究が優先をされ、各研究所が持つ本来の役割を果たす上で不可欠な基礎的研究の軽視につながることは明らかであります。

以上を述べて、反対討論を終わります。

○岸田委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

私は、今回の独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案に反対の立場から討論を行います。

人産業安全研究所と産業医学総合研究所の統合として非公務員化は、木を見て森を見ずの、単なる行政改革・組織いじりにすぎません。

さらには、多発する労働事故に関して、立入調査を非公務員に行わせるということ労働安全衛生法を一部改正することによって可能とするなど、全く論外で、労働者の安全、安心確保への後退と言わざるを得ません。

また、国立健康・栄養研究所は、単に職員を非公務員化させるのみで、本来の国立の意味すら不明瞭なまま、国民の関心事である健康食品等による健康被害への対応も、全く今後の保障がありません。

以上、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と国立健康・栄養研究所の組織改編という数合わせの非公務員化を骨格とするこれらの法案には強く反対の意を表明し、討論といたします。

○岸田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○岸田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岸田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○岸田委員長 次に、内閣提出、国の補助金等の

整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案及び小宮山洋子君外四名提出、児童手当法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。川崎厚生労働大臣。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○川崎国務大臣 ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府においては、平成十八年度予算編成の基本方針を閣議決定し、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとしております。

また、一昨年成立した年金制度改正法においては、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げることとし、これに向けて、平成十七年度及び平成十八年度において、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引き上げるものとされたところであります。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引き上げ、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、国庫補助金等の廃止等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、児童手当及び児童扶養手当の支給に要する費用について、国、都道府県等の負担の割合

を見直すとともに、児童手当においては、給付の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までを、小学校修了前までに引き上げることとしております。

第二は、基礎年金の国庫負担割合について、平成十八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げることとしております。

第三は、特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担の割合を見直すこととしております。

第四は、市町村または都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負担の対象外とすることとしております。

最後に、この法律は平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岸田委員長 次に、小宮山洋子君。

児童手当法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○小宮山洋子議員 このたび民主党から提出いたしました児童手当法の一部を改正する法律案、いわゆる子ども手当法案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及び内容の概要について説明します。

民主党は、チルドレンファーストを掲げ、どの党よりも早くから、子ども第一の方針でさまざまな政策立案に取り組んでまいりました。昨年の衆議院選マニフェストでも、月額一万六千円の子どもの手当創設を初め、幼保一体化の推進、小児医療の充実、仕事と家庭の両立支援策など、子どもが安心して育つことができる社会の実現のための政

策を打ち出しています。この子ども手当法案は、民主党の子育て支援策の柱の一つとして法案化したものであり、政府の児童手当法等改正案への対応案として提出させていただきました。

各種の世論調査で明らかのように、子どもを持てない最大の理由には経済的な負担が上げられています。子育て世代は収入に余裕がないことも多く、子どもを育てることで家計が圧迫されます。

もう一人子どもが欲しいと思っても、経済的事情のために断念する人も少なくありません。子どもたちは未来の社会を担う貴重な存在です。子どもたちを大切に育てるためには、子育てをする人たちが社会全体で支援することが重要ということをぜひ御理解いただきたいと思えます。

また、子ども手当の財源は、配偶者控除や子ども控除の廃止などを解消することを中心にして確保します。民主党は、税の控除を解消し、社会保障のサービス給付に変える考え方をとっています。サービス給付の対象として、高齢者の七十分の一の給付しかない子どもに給付します。現在の所得税の控除制度は、相対的に所得の高い者に有利な制度であり、本来に支援の必要な人に対して適切な支援になっていません。民主党は、この控除を解消して手当に転換することによって、特に所得の低い層の子育てを応援したいと考えています。

少子化への対応については、あくまでも産めよふやせよではなく、子どもを持ちたい人が安心して持てるように総合的な子育て支援政策に取り組むことが何より重要だということを申し上げます。以下、法律案の概要を説明いたします。

第一に、題名を児童手当法から子ども手当法に改めるとともに、その目的を「児童を養育している者に子ども手当を支給することにより、児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資すること」とします。

第二に、子ども手当は、義務教育終了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父または母等に支給するものとし、子ども手当の支給に

関し所得制限は設けないものとします。

第三に、子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その月額額は支給の対象となる児童一人につき一万六千円としています。

第四に、子ども手当の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担するものとしていますが、暫定措置として、当分の間、子ども手当の支給に要する費用は、その百分の九十二に相当する額を国庫が負担し、地方及び事業主については、これまでの負担額を踏まえ、その百分の二・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その百分の三に相当する額を事業主からの拠出金をもって充てるものとしています。

第五に、国は、子ども手当の支給に要する費用を賄うための安定した財源を確保するため、所得税に係る扶養控除等の改廃その他の必要な措置を講ずるものとしています。

なお、この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとしています。

以上が、本法律案の提案理由及びその概要です。

御審議の上、速やかに可決していただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○岸田委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○岸田委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省職業安定局長鈴木直和君、社会・援護局長中村秀一君、雇用均等・児童家庭局長北井久美子君、老健局長磯部文雄君、保険局長水田邦雄君、年金局長渡邊芳樹君、政策統括官塩田幸雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岸田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。寺田稔君。

○寺田稔委員 自由民主党の寺田稔でございます。

今日は、たゞいま提案説明のありました閣法第一七号、すなわち国の補助金の整理合理化に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案、これにつきまして質疑を進めたいと思います。

なお、民主党の方からも、対案をいたしました児童手当法の一部を改正する法律案、いわゆる子ども手当法案も提出をされております。この民主党案に対しましても、別の機会にじっくりと審議をすることができればというふうな思っている次第でございます。

まず、政府より提出のありました今回の法案でございますが、先ほど大臣よりその趣旨の御説明がございました。すなわち、十八年度において国及び地方を通じました財政構造改革を進めていく中で、国の補助金の整理合理化を図りますとともに、税制改革に伴いまして、児童手当の国庫負担金としてまた児童扶養手当の給付の負担金、またさらには基礎年金に係ります国庫負担割合、この二〇〇九年の二分の一に向けまして一定率の上昇を行うというふうな見直しを行う所要の改正となつていくわけでございます。

まず最初に、非常に盛りだくさんの中身でございますけれども、児童手当関連につきまして質疑を進めたいと思います。

まず、今回の児童手当の支給対象、これはちょうど二年前、すなわちおとしに小学校三年まで拡大されました。そして、今回その児童手当をさらに小学校の六年生まで拡大をするということでございますが、まず、小学校六年生まで拡大をする趣旨につきまして大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○川崎国務大臣 今御指摘いただきましたように、児童手当の支給年齢、逐次引き上げてまいり

ました。少子化対策の流れの中で、若い二人の親に対して国や地方がどういう支援をしていくべきか、そういう意味では、流れ全体としては、まず保育というものを力を入れてきたことは間違いないかろうと思つております。

二番目の課題として、経済的支援、そして、このした法律を出させていただきますけれども女性の雇用の問題。出産、妊娠というものをきつかけに会社をやめられる方が多い、ここをやはりしっかりと直していかなきゃなりませんね。

そういう意味では、経済的支援、保育、また雇用の問題、こうした問題を逐次解決しながら我が国の少子化に歯どめをかけなきゃならないというのが、政府全体の認識であり、与党、自民、公明の認識であらうと思つております。

そういった中で、一方で財政的な問題もございますので、逐次引き上げてきたという経緯をたどつております。選挙後、政権の公約でもございましたので、財源問題も財務省なりに努力をしてもらいました。そして、どうにか今回、六年生まで引き上げることができた。そういった意味では、いろいろな方々の御協力を得た。少子化問題に、厚生省はもうちよつとしっかりとやれよという御激励をいただくようになってきて、大変ありがたいことだな、その中で今回の法案提出になった、このような理解をしております。

○寺田稔委員 ただいま大臣から御説明があったわけでございますが、今回の法案については、児童手当の支給の一部につきまして、三位一体改革としてまた財政構造改革の流れの中で、一部の地方への移管がなされます。それに伴いまして、いわゆる補助率の変更を伴う。これまで国が三分の二というふうな支援をしていたものを、三分の一に減らす。すなわち、国と地方の費用負担割合を、これまでの二対一から逆に一對二に移していくというふうな補助率の変更がなされているわけでございます。

この補助率の変更、すなわち三分の二から三分の一への変更につきましては、一体どのような考

え方に基づいているのか、お伺いをしたいと思ひます。

○北井政府参考人 今回の三位一体改革におきましては、まず児童扶養手当につきまして、国と地方の負担割合について、政府・与党において調整の結果、国四分之三、地方四分の一から、国三分の一、地方三分の二というように変更することになったわけでございます。

それとあわせまして、児童手当につきまして、この議論の過程で、児童扶養手当と趣旨、目的は違うけれども、同じ子供に係る手当であることから、地方団体より国と地方の負担割合の整合性について御指摘を受けたこともございます。こうしたこともございまして、両制度とも国と地方が協力を合つて重層的に行っていくことが重要でありますことから、児童扶養手当と同様に児童手当につきましても国と地方の負担割合を見直したということでございます。

○寺田稔委員 ただいま北井局長の方から、児童扶養手当との平仄もつて、重層的な整合性の問題というふうなことで御説明があったわけでございます。

そうしますと、三位一体改革の中で、この児童手当の一部地方移管ということになるわけで、当然、地方自治体、この場合は都道府県と市町村、両方含まれるわけでございますけれども、地方自治体が児童手当事務を行う、そして実際の支給も行っていく。そうした中で、当然のことながら十分な財源を地方のために確保してやる必要があるわけでございますが、では一体、どのような形で、もつて税財源を国から地方に移譲していくのか、その具体の姿を御教示いただきたいと思ひます。

○北井政府参考人 三位一体改革におきましては、今般の児童手当に係る税源移譲も含めまして、全体で約三兆円規模の税源移譲が行われることとなっております。

この税源移譲につきましては、平成十七年十一月三十日の三位一体改革についての政府・与党合

意におきまして、平成十八年度税制改正において所得税から住民税への恒久措置として行われるものとされたところでございます。そして、十八年度予算におきましては、税源移譲額の全額を、所得譲与税によって国から地方へ譲与されるということと承知をいたしております。

さらに、児童手当は支給対象年齢の引き上げ等の制度拡大も行うわけでございますが、それに伴います地方負担増につきましては、総務省におきまして、児童手当に係る地方特例交付金の創設等によって適切に対処されると承知をいたしております。

○寺田稔委員 ただいま説明がございましたように、政府・与党合意では恒久措置、すなわち、まさに税源そのものを地方に移していく、三兆九十四億円の内数でございます。

今回のこの児童手当分については、千五百七十八億というふうな額が移譲になるわけでございます。当然それは所得税から住民税、住民税のフラット化、一〇％化によって達成をしていくべきものでございます。したがって、十八年度における所得譲与税の措置というのは、あくまでもこの恒久措置のためのつなぎでありまして、当然十九年度には住民税のフラット化によって実現をされるべきであるというふうなことから私も認識をしているわけでございます。

そうした中におきまして、今回の児童手当の増額、あるいはまた、三位一体でなくて少子化対策という側面に照らして見たときには、幾多の施策が同時に行われているわけでございます。例えば放課後児童クラブの拡充、あるいは乳幼児に対しまして医療体制の充実などのパッケージとしての少子化対策を行っていくことも非常に重要であるわけでございます。そうすることによって、少子化の流れにストップをかけまして、経済社会の活力を維持していく中で、社会全体で子育てを支えていくというふうな姿に持っていく、そしてそのことが、結果としては、さまざまな社会の制度設計、例えば年金でございますとかあるいは医療制

度、すなわち年金財政に対しても将来的にプラスの貢献をするということ、これはもう論をまたないわけでございます。

そのような観点から見ますと、これは将来的には、すなわち年金財政にも多額の貢献をする、年金保険料でもって貢献をする、あるいはもちろん税負担によっても貢献がなされるわけでございまして、この税負担におけます貢献と合わせますと、一人の子供を産むことがかなりの社会的な便益を発生するというふうな費用対効果の計算もできるわけでございます。

そうした意味からいいますと、現在あります百三十兆円の年金積立金の一部を、児童手当の増額などを含みます少子化対策全体のパッケージの財源として充当するようなことも、これは将来の課題として十分にあり得るというふうな立論も可能なかわけでございますが、この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、少子化対策が進展し、その中で少子化の流れが変わるということになれば、これは長期的に見まして年金制度の持続可能性を高めるということは論をまたないと思うわけでございます。

一方、委員御承知のとおり、年金保険料は年金給付に関係すること以外には使わないという考え方のもとで、一昨年の年金制度改革の中でさまざまな福祉事業の見直しなどを行ってきたところでございます。

また、御指摘の年金積立金につきましては、その運用は、将来の年金給付の貴重な財源でございまして、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行い、予定された運用利回りを確保するということを第一義にして対応しておるところでございます。

そうした背景の中で、御指摘のような年金積立金の一部を少子化対策あるいは次世代育成支援に充当するという考え方は、御議論があることはよく承知しておりますが、保険料の集積である年金積

立金の活用の方として本当に適切かどうか、要は、年金保険料のあり方といわゆる少子化対策のあり方、どういう接点があり得るかというさまざまな議論を踏まえる必要があると思っております。

いずれにいたしましても、次世代育成支援、少子化対策、こういうような枠組みの中でどのような骨太な政策が将来に向けて形成されていくのか、そして、そういう中で年金制度が果たすことがふさわしいと思われる役割は何かということでございますので、年金制度の立場からも、今後の関連施策の展開状況に関心を持って見守ってまいりたい、こういうふうな考え方をしております。

○寺田(穂)委員 今後のそうした全体の施策展開の中で、もう一回全体の仕組みを再構築していくというふうな目も必要なのではないかというふうに思います。

そうした中で、今回の児童手当の支給の拡大、小学校六年まで延長することによって、児童手当に係ります、これは国、地方合わせました国費あるいは拠出金も合わせました全体の費用は約五割増しになるわけでございます。かなりの増額になつていくわけでございます。もちろん、国費負担だけを見ますと、三位一体改革の進展によって減になっているわけでございますが、そうした中で、先ほどもちよつと申しましたが、児童手当を支給すること、すなわちこれは費用である。それに対します、子供がふえるあるいは安心して子供が育てられるというのは、これは便益ですなわち、その費用対効果、まさにB・P・Cのところを一回ここでやはりきちんと見ていく必要があるのだからというふうに思っておりますが、この児童手当の支給拡大の費用対効果、これを一体どういうふうに見られているのか。

あるいは、直近で申しますと、前回、すなわち平成十六年の四月に、小学校三年までの拡大というのがなされております。すなわち小学校一年生、二年生、三年生に三年分拡大をした。約三百万人強の支給対象の拡大になるわけでござい

ますが、そのことに對します政策評価もあわせてお伺いをしたいと思います。

○北井政府参考人 児童手当につきましては、今回、支給対象年齢を小学校三年修了前から小学校修了前までに引き上げることとしたところでございまして、今御指摘いただきましたように、これによつて支給対象児童数が、約九百四十万人から約千三百十万人ということ、約三百七十万人の増ということになりました。

さらに、十六年四月に改正をしておりますので、そのときには対象年齢を小学校就学前から小学校三年修了前までに引き上げたわけでございまして、そのときには支給対象児童数が約二百七十七万人増加をいたしております。

こうしたことで、費用対効果というのはなかなか難しい御質問でございますけれども、こうした累次の対象年齢引き上げ等によりまして、これらの児童を養育される多くの家庭の生活の安定、児童の資質の向上に成果が上がっているというふうな考えておるところでございます。

○寺田(穂)委員 なかなか、個別の費用対効果の算出、いろいろな前提の置き方あるいは推計の置き方等によつても変わるわけでございますけれども、私がラフに行った試算では、一人当たり費用に對しまして、約二百三十万円のかかった費用に對しまして、将来的な便益、これも便益をどこまで含めるかというのはありますが、非常に狭く、その人が成人をして働く、そして平均的な就労者所得を得る、そして大体三十年強働いて退職をしますという前提でございまして、税収ベースでいいますと約二百八十万円の税収増につながるというところで、十分B・P・Cは大なり一というふうな算式も、これはもちろんいろいろな前提によつて条件は変わってきますが、今回の拡大については何とかぎりぎり認める範囲かなというふうな気持ちいたします。

そうした中で、この児童手当とともに措置をされておりますところの出産一時金の問題があるわけでございます。

今回、三十万円から五万円増額いたしました、三十五万円という増額になっていて、これは非常にウエルカムな施策であるわけでございますが、片や、現実に出産にかかります経費、これも、私と同僚議員とともに試算をいたしましたところ、地域によるばらつきもございまして、そしてまた、いろいろな条件によつて差が出るわけでございまして、すけれども、大体五十万円から六十万円かかるというふうな試算もあるわけでございます。

そうした中において、もちろん今回の引き上げはウエルカムでございますけれども、将来的には、五十万ないし六十万といったようなレベルを目指して、出産一時金のさらなる増額を行うべきというふうな考えますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○水田政府参考人 お答えいたします。

今般の医療制度改革におきましては、少子化対策の観点も踏まえまして、お話のありましたとおり、平成十八年十月から、最近の分娩料の状況を踏まえまして、出産育児一時金を三十万円から三十五万円に引き上げることとしてございます。これにあわせまして、平成十九年度からは、産休中の間に支給されます出産手当金の水準を、従来の賃金の六割相当額から賃金の三分の二相当額へ引き上げ、さらに、平成二十年度から、二割負担となつております乳幼児の年齢を、三歳までから義務教育就学前までと引き上げることとしてございます。

こういった健康保険法等の改正案を提出しているところでございますが、まずはその実現を図ることが必要であらうかと思つてございます。

お話のありました出産育児一時金のさらなる引き上げについてでございますけれども、分娩料が地域や医療機関によつてさまざまである中で、平均的な分娩料の水準をもとに設定しているということがございますので、これらを踏まえまして、厳しい医療保険財政のもと、慎重な検討が必要、このように考えてございます。

○寺田(穂)委員 出産一時金の増額につきまして

は、仮に、現行の三十万を倍増する、すなわち六十万円にするというふうな前提で考えてみますと、事業費ベースで約三千六百億円、これは医療保険の負担になる。当然、医療保険がパンクをしますから、国費ベースでは、今の医療財政の現状を踏まえたと、約千五百億円を国費ベースの歳出としてつぎ込まなければいけないというふうなこともなってくるわけでございます。

したがって、現実的に、今、三十万から三十五万円への引き上げ、これは是とするものでございまして、将来課題として、財源をいかに確保していくか、そして、そうした財源確保の中で、トータルのパッケージとしての少子化対策、すなわち、どれだけ希少な財源を児童手当に振り向け、そして出産一時金に振り向け、あるいはさらに放課後児童クラブ等々他の施策あるいは医療関係の施策に振り向けるか、そういう全体の制度設計をこれから本格的に考えていかなければならないというふうな認識をしているわけでござい

す。

そのような観点から見たときに、今後、本格的に子育て支援としてまた少子化対策を行っていく場合、今も申し上げましたが、放課後児童クラブというふうな施策があるわけでございます。今回、拡充をされたやにお伺いしておりますが、この拡充の中身、そして今後の方向性につきまして、御所見をお伺いしたいと思います。

○北井政府参考人 放課後児童クラブの今回の拡充の状況でございます。

放課後児童クラブにつきましては、子ども・子育て応援プランにおきまして、平成二十一年度の目標値を全国で一万七千五百カ所つくるとのこととにしているわけでございます。現在、全国で一萬五千八百八十四カ所を実施しているということでございますので、平成十八年度予算案におきましては、まず、できるだけ早期にこの目標値を達成するために、対前年度九百カ所増の予算を計上いたしております。予算額も、十七年度は九十五億円ほどでありましたが、十八年度予算案に

おきましては百十二億円ほどの予算を計上しておるところでございます。

また、あわせて、障害児の受け入れを推進するために、補助対象となる人数要件を撤廃するといったような改善も行っているところでございます。

厚生労働省といたしましては、引き続き予算を獲得していきたいと思っております。また、地方自治体に積極的な取り組みをぜひやっていただきたいということで積極的に促して、放課後児童クラブの推進のための努力をしていきたいというふうに考えております。

○寺田(穂)委員 放課後児童クラブを拡大していくということでございますけれども、十七年度のクラブ数は一万三千二百であるというふうに認識をしておりますが、今言われました一万五千八百八十四というのは地単分も入ったの数字という理解でいいわけですね。わかりました。国費ベースでは一万三千二百クラブでございます。

私は、全国のすべての小学校、三万校近くあるわけでございますが、やはりここまで最終的には拡大をすべきであろうというふうに考えております。

また、今現在、文科省の方でも類似の施策を行っております。いわゆる子どもの居場所づくり事業ということで、文科省の方では七十億円の予算を投入しまして、全国で今八千カ所で行っております。

そして、これも、放課後、学年の違う子供との交流、あるいはさまざまな地域の人々との交流、さらには、いわゆる人づき合いについて学んだり、当然自分の自学自習も行うというふうなことで、いわば放課後児童クラブとある意味似たような事業をお互い行っている。

決して縦割りではないわけであり、十分に横の連携もとられて、文科省との連携をさらに強化して、子育て支援につなげていただきたいというふうに思うわけでございます。

そのように考えますと、少子化対策というのを

これからさまざまな側面から強化していかねばならないわけですが、今回の児童手当、少子化対策を行っていく上で、全体としての少子化対策のさまざまなパッケージの中で、児童手当というのを一体どういうふうな根幹的なものとして位置づけていくかというふうなことが、当然、厚生労働省としても中心的な命題になってくるというふうに思うわけでございますが、この点について大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。

○川崎国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、経済的支援の中で、ある意味では一番わかりやすい支援としては、子供さんが誕生したら、国が小学校に上がるまではこういう形で支援をしますよというふうなやり方です。これは、税でもかなり支援をしております。これは、手当てでやるか税でやるか。簡単に言うと、税でやるか手当てで見えやすい方法であるかと思っております。

そういった意味では、諸外国の例も見ていますと、だんだん流れとしては税から手当てに変わってきているなという感じを受けております。ただ、問題は、大学生とか高校生、一番教育費がかかるところですから、当然そこへも支援してやらないと、ある意味では教育という面での支援として税の支援がこの部分はあのかね。ですから、そこが、今、寺田委員が言われましたように、総合的に議論されながら最終の結論を出していかなきゃならぬ。

ただ、そのときに、この手当て問題だけで結論を出すのではなくて、総合的に少子化対策として何をやるか、何が有効、適切であるか、やはりその中の優先順位をつけてやりませんと、最終的には財政的な問題になってまいりますので、そういう意味では、先ほど委員がいろいろ数字を出して御指摘いただきましたけれども、まさに、我々もしっかりと数字を出しながら物事を議論して決めていかなければならぬだろう。

政府・与党としましては、六月ごろを目途に、この考え方を、一方で、政府全体としては歳入歳

出問題、当然その中に社会保障問題というのは大きく絡んできます。社会保障問題の中で、当然、少子化対策というものを、縦の大きな項目になっていきますから、そういったものの全体を合わせながら決めていかなければならぬだろうと思っておりますけれども、国民にわかりやすい援助として、私は、やはりこの児童手当というのは大事にしていきたいと考えています、こう思っております。

○寺田(穂)委員 まさに私も同じ認識でございます。ぜひ、六月のこの取りまとめに向け、これは、少子化対策という意味では内閣府の特命担当大臣として猪口大臣おられるわけでございますけれども、大臣の方からも、今のお考えを猪口大臣に御教示をいただければというふうに思うわけでございます。

そうした中において、今回さまざまな施策を打ち出しておりますが、政府としてのこうした取り組みに加えまして、当然、重要なことは企業の取り組み、すなわち両立支援という側面、あるいは復職支援もございまして、そのような取り組み。また、地域におけます取り組み、放課後児童クラブ等もその一環でございます。またさらに、家庭におけます取り組み。これらをまさに全体としてレベルを高めていくことによって、子育て支援を社会全体としてサポートしていく、支えていくというふうな姿勢が当然重要でございます。

特に、企業においては、働きながら子育てができる、そういういわゆるファミリー・フレンドリーな企業をぜひとも厚生労働省としても推奨をし、大いにそういったような施策を後押しをしていただければというふうに思うわけでござい

ます。

さて、そうした三位一体改革の大きな流れの中で、当然、今回の法案、児童手当だけではございません。全体の、国から地方へという大きな部分を包含しているわけでございますが、国と地方との役割分担、あるいは費用分担が当然論点になってくるわけでございます。

実は、昨年の後半も国と地方とで協議会を設け

まして、地方側の意見、これは首長さんを中心に地方側の意見、それと関係各大臣の間で非常に濃密な議論が行われたわけでございます。そうした中で、地方に一体何を移すかという地方への移譲項目などについて一部で意見の対立がある局面があったのも事実でございます。そうした中の一つが生活保護分野であるわけでございます。

この生活保護については、政府・与党合意で、最終的に、いわゆる補助率の変更は行わない、すなわち国庫負担率の変更は行わないというふうなことが合意をされました。

しかしながら、当然のことでございますが、制度をちゃんと運用していくという意味での制度の適正運用が重要であるというふうなことも同時にうたわれたわけでございまして、制度を適正に運用していくということが重要であることは当然であるわけでございます。

では、そうした中で、国として、今後の大きな改革の流れ、そしてまた、制度を適正に運用しなければいけない。特に、生活保護の制度運営については、当然所管大臣として川崎大臣が御担当になるわけでございますが、生活保護を今後一体どういうふうに進めていき、運用適正化を図っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○川崎国務大臣 二年前に生活保護の問題について、児童扶養手当とあわせて、国と地方で議論をしていくということとで昨年までやってまいりました。残念ながら、お互いの議論が煮詰まりませんでした。基本的にはどういふ国家を目指すかというのをお互いまだ定まっていないうかなと私は思うんです。

例えば、ドイツ型の分権まで行くんだというところになれば、生活保護もドイツを見れば、これは教育も含めてですけれども、やはり州というのが基本ですね。しかし、フランスのような中央集権国家になれば、これは当然生活保護は全額国が持つ、こういう議論になる。ではアメリカはどうですかという、やはり国と州がそれなりに負担をし合っていますね。我が国がどういふ方向を目指

すかというところが一番大事ななんだろうと。

その中で、最終、煮詰まりませんでしたので、私の方から、この問題、残念ながら煮詰まりませんでした。しかし、煮詰まらないまま国の方から強引にやるといふことはしない方がいい、国と地方はやはりお互いが重層的にかみ合いながらやっていく。したがって、そこで合意をいたしたものは、生活保護費について適正化を図らなければならぬということ、知事さんそして市長会の代表の皆さん方も合意をいただきました。したがって、適正化をしなければならぬ。

その中で、どんなことがあるかということになりますと、例えば資産調査の問題。財産を持つていないけれども生活保護をもらっている人がいるんじゃないかという疑いを持たれている。実際、そういうものも出てくるわけですね。そういうものの関係機関との連携、これは地方自治体もありま

すけれども、税との関連もあります。そんなものをしっかりとやっていくことと。

それから、金融機関との関係が当然出てまいります。それから、年金を担保にする貸し付け、これは生活保護の方々にやめてくださいという意見が地方から特に上がってきて、これはことしの四月からやめることになりました。

それから、新聞記事にも出ておりましたが、暴力団員がもらっているんじゃないか、これはだめだよということと対応してもらおう。

不正受給等が起きた場合は刑事告訴をするというようなこともやはりしっかりとお互いがやっていかなければならぬと。

これは、特に大都市が数的には多うございいますので、大都市の方々と、今、東京なり大阪なり個別の議論に入らせていただいて、やはり大事な税でございまして、適正に生活保護費というものが支給されるように環境整備を進めてまいりたい、このように思っております。

○寺田(稔)委員 ぜひとも今後、その適正運用に努めていただきますして、自治体を大いに懲進して

いただきたいと思ひます。

○岸田委員長 次に、上野賢一郎君。

○上野委員 自由民主党新人の上野賢一郎でございます。

本日は、政府提出の法案につきまして、閣法につきまして、質問をさせていただきますと考えております。

今回提出されました法案ですが、これは三位一体の改革という観点とそして少子化対策という、大変大きな二つの視点を盛り込んだ非常に重要な法案だと認識をいたしております。私の本日の質問も、この二つの視点に沿った形で質問をさせていただきます。

今回の三位一体の改革でございますが、これは、地方にできることは地方にという小泉内閣の基本的な姿勢に基づき実行されたものでございまして、税源移譲につきましては三兆円、そして補助金改革は四兆円という、これまでにない大規模な、そして画期的な改革であった、地方分権を財政面で裏打ちをする大きな改革であったと認識をしております。

そこで、お伺いをいたします。この三位一体の改革に際しましては、地方団体からいいますと、これをベースに検討を進められてまいりましたけれども、厚生労働省としてはどういった観点から今回の改革について検討を進めてきたのか、そのスタンスをお伺いいたします。

それから、あわせてですが、今回、地方提案につきまして、その実現度合いということが問われておりますけれども、厚生労働省、ほかの各省に比べてましてや低い割合、十数%の実現度合いであつたというふうな承知をしておりますが、この理由につきまして、あわせて御教示をお願いいたします。

○塩田政府参考人 国民の安心と安全を守るという社会保障分野、厚生労働省の政策分野におきましては、さまざまな形で国と地方が重層的な形で役割を分担して、協力して仕事を進めていくこと

が不可欠な分野と考えております。こうした観点も踏まえまして、御質問にありましたように、地方にできることは地方にという方針のもとで、これまで三位一体の改革に取り組んできたところでございます。

昨年の七月に地方六団体から提案がございました。全体で九千九百七十三億円でございました。このうち厚生労働省が四千七百五十億円、全体の約半分が厚生労働省に関するものだということでありました。そして、中でも経常的経費が三千四百二十九億円を占めていたわけでございます。

地方提案の中には、例えば、SARS対策のような健康危機管理対策、これは国が緊急時に迅速に対応する必要がある分野だと思います、でありますとか、ホームレス対策など地域偏在が著しい事業、こういったものが約四百億円ござい

ました。それから、昨年改正していただきました介護保険法の施行に関するもの、あるいは新しく法律をつくっていただいた障害者自立支援法、そういう施行に関するもの、また今国会で御審議をいただく医療制度改革の実現のために必要なもの、こういったものが約一千八百億円ございました。また、少子化対策あるいは児童虐待対策など、国も責任を持つて今後力を入れて対応すべきものが約一千億円ございました。

そういった意味で、廃止とか縮減が困難な補助金が大半であつたわけでございます。このため、最終的な政府・与党合意の中には、地方六団体の要望の中に含まれていないものが盛り込まれていくということとでございます。他省庁に比べて若干成績が悪くなったという点があるわけでござい

ます。そうした一方で、生活保護の国庫負担割合の見直しにつきましては、適正化については国と地方が協力してやっていくということとで合意ができましたけれども、負担割合の見直しにつきましては合意が得られなかったということで、実施をしないということにしたわけでございます。また、地方から特に要望の強かった施設整備費

の補助金につきましては、可能なものについて運営費とセットで税源移譲の対象とするなど、地方の意見についても十分尊重したつもりでございます。

いろいろな過程、真摯な議論を通じて、政府・与党としての最終的な結論を得たものと考えております。

○上野委員 ありがとうございます。

いろいろな観点からの御検討をされたものと思いますが、また今後も引き続きですが、地方分権改革につきましては終わりが無いということが言われておりますので、また第二期の改革が今後どういった形で出てくるのかは今後の検討次第でございますが、その際にも、地方からの視点ということも十分踏まえた上での御対応というものをお願いしたいと思っております。

それでは、今回の法律案でございますが、児童手当につきましては、国と地方の負担割合の変更が規定をされております。三位一体の改革というのを考える際に、その重要な視点として、行政サービスが国民の満足度の向上につながるのかどうかという点が重要かと考えています。そうした点から申し上げますと、やはり地方の自由度ということが問われるのではないかと私は考えています。行政サービスを具体的に提供する、その提供の仕方、あるいは具体的内容、そうしたことに關して地方の自由度というものがどれくらいあるのかということが一つのメルクマールになるのではないかなという感じを持っております。

そういう観点から申し上げますと、今回の児童手当についての負担の見直しは、そもそもは地方からの要望には入っていないかつたものというふうな理解をいたしておりますが、これを三位一体の対象として取り上げられました、その理由をお伺いしたいと思えますし、また、あわせて、地方の自由度というものがどのように確保されているのか、それにつきましてお伺いをしたいと思えます。

なお、この法案では、第二十九条第二項におき

まして、地方からの意見具申というような制度も新たに導入されておりますが、この趣旨も含めて御説明をお願いいたします。

○北井政府参考人 今回の三位一体改革におきまして児童手当が対象となった経緯でございますけれども、児童手当につきましては、この改革の議論の中で、児童扶養手当との整合性ということが議論になりました。児童扶養手当と趣旨、目的が違いますけれども、同じ子供に係る手当でありまして、そこから、地方団体より国、地方の負担割合の整合性について御指摘を受けたことがございます。そうしたことも含めまして、結果的に、政府・与党において調整の結果、この両制度ともが、国と地方がともに協力し合って重層的に行うことが重要であることから、児童扶養手当と児童手当を同様に、国と地方の負担割合を、国三分の一、地方三分の二に変更することになったものと承知をいたしております。

次に、地方の裁量ということについてでございますが、確かに、児童手当自体は現金給付事務でございますので、それ自体の直接的な地方裁量の拡大につながるものではございませんけれども、この結論については、地方団体とも十分な協議を行った結果、結論を得たものでございますし、この改革の趣旨は、税源移譲と一体で行われる改革全体の中で実現されるものと理解をいたしております。

それから、御指摘の第二十九条二項についてでございますが、やはり、事務の簡素化を初めとして、実務面において制度の円滑な運営を図るために、地方の声をいろいろ伺っていく必要がございます。そうした観点から、今般の改正において地方の意見具申ということを規定させていただいたということでございます。

○上野委員 この意見具申制度というのは、私は非常に結構なことだと考えております。実際にいろいろな事務を行うに当たりまして、その運用上の問題になると思いますが、いろいろな観点から、地域の実情に合わせた形で給付ができるよう

に、そうした観点も含めまして、また今後とも制度の円滑な運用ということをお願いしたいと思っております。

三位一体ということはそのうちでございますが、今回は、少子化対策として児童手当の引き上げというものが定められております。少子化対策を進める上で、経済的な負担、これを緩和するということは最も重要な要素の一つだと私は思っておりますが、その意味でも、今回の改正案は非常に高く評価できるのではないかと思っております。

そこで、お伺いをいたします。この児童手当ですが、少子化対策についてどのような効果を生むと考えていらっしゃるのでしょうか。これまで実施をされてまいりました結果の分析ですとか、あるいは出生率との関係、また諸外国の状況、そうしたものを含めて御説明をお願いいたします。

○北井政府参考人 児童手当の引き上げと少子化対策への効果、こういうことでございますが、子育てに関する負担感という問題は、経済的な問題だけではなくて、仕事と家庭との両立といったような負担感など、さまざまございまして、児童手当だけを取り出して効果を測定するということは大変難しいことではございます。

しかしながら、そうした中で、諸外国の調査では、児童手当などの経済的支援と合計特殊出生率には、弱いけれども正の相関を示すということを示唆されている調査もございます。私どもでは幾つかの研究の成果も承知をいたしておりますが、必ずしも、国際的にもあるいは我が国内においても、明快に児童手当そのものと少子化対策との効果ということが立証できている研究はまだ十分ではないんじゃないかというふうに考えております。

私どもとしては、さまざまな要因も影響しますので、諸外国の調査における手法なども勉強しながら、そうしたことを参考にしながら、さらに考えていきたいというふうに考えております。

○上野委員 私も、地元でミニ集会なんかを行いますと、特に三十代のお母さん方、既にお子さんをお持ちの場合ですが、もう一人産むかどうかというときに、経済的な将来の見通しがどうかというのを考慮するというお話をよく伺いたします。確かに、そういう意味で、もう一人産むかどうかという判断の際に、こうした経済的負担を緩和するような措置、児童手当の問題というのが生きてくるというのか、そこで効果が働くのかなという感じを持っているところでもあります。

今なかなか実証的な研究は難しいというお話がありました。先ほど寺田委員からもBバィCのお話が出ましたけれども、これだけ国の予算あるいは地方の予算を投入している非常に重要な施策でございますので、ぜひその効果というのを定量的に検証していただく、そういうことに努めていただきたいと思います。

平成十二年、十六年と支給年限が大幅に引き上げられてきて、対象も大幅に拡大をしておりますので、そうした状況も踏まえて、実証的な研究、ぜひこれはやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北井政府参考人 御指摘の実証研究でございますが、やはり効果が検証できるようにするまではある程度かなりの期間を要するものでございますし、他のさまざまな要因も影響することからなかなか難しいとは思いますが、諸外国の調査における手法なども勉強いたしまして、考えていきたいというふうに考えております。

○上野委員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討を進めていただきたいと思っております。

それで、子育てにお金がかかり過ぎるというお話ですが、国立社会保障・人口問題研究所の第十二回の出生動向基本調査、これによりまして、子育てや教育にお金がかかり過ぎると答えた方の割合、これは妻の割合でございますが、三十歳未満ですと八〇%を超えているんです。しかしながら、三十代前半では七五%程度、それから三十代後半では約六割というふうに、年を重ねることに

負担感というのがこの調査ではだんだん軽減されている、そう感じる人の割合が減っているという数字が実際にございます。

私は、やはり子育て、特に若年層の親御さんたちについて非常に負担感が強いのではないかとこの感じを持っておりまして、少子化対策を考える際に、こうした若い世代の皆さん、また小さいお子さんを抱える世代の皆さんに焦点を絞った対策、これも児童手当のほかに重層的に対応していくべきではないかと考えておりますが、この点について、具体的な対応策等につきまして、御検討の状況があれば御教示をお願いしたいと思っております。

○北井政府参考人 児童手当以外の特に若い子育て家庭に対する経済的支援ということでお答えを申し上げたいと思いますが、今回の医療制度改革の中で、平成十八年十月から、出産育児一時金を三十万円から三十五万円に引き上げること、それから、平成十九年度から、出産手当金を従来の賃金の六割相当額から三分の二相当額に引き上げること、それから、平成二十年度より、乳幼児医療費二割負担の対象を、三歳までから義務教育就学前までに拡大することといった内容を含む関係法案を今回国会に提出をしているところでございまして、こうした乳幼児医療あるいは出産にかかわるところの経済的支援も行おうとしているところとでございます。

また、あわせて育児休業中の支援ということでございますが、雇用保険の被保険者たる労働者が、一歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、休業開始前賃金の四〇％に相当する額の育児休業給付を支給するといったような施策を講じているところでございます。この四〇％は、育児休業期間中は社会保険料が免除されていること等を勘案しますと、実質五割を超える水準になります。こうしたことでも支援をしているところでございます。

少子化対策は、いずれにいたしましても、幼い

子供を抱える若年層も念頭に置きながら、経済的支援のみならず、さらに若年者の自立策といったようなことも含めて、総合的な取り組みをしていかなければならないと考えております。

○上野委員 ありがとうございます。

今出産費用の問題とか出ました。これも寺田委員から先ほどお話があったとおりでございますけれども、やはり地域によって差はあると思いますが、相当程度負担感があるというように聞こえてくると思います。そうした出産費用の問題ですとか、あるいは幼児教育、これを今後どうしていくか、無償化という議論もございまして、そうした問題について、幅広い観点から、今後総合的な検討をぜひ進めていただきたいと考えております。

この点につきましては、文部科学省等他省庁に関連する事柄ですので、質問ではなくて要望とさせていただきますと思いますが、若い世代の経済的な負担、この問題についての前向きな検討を今後ともぜひお願いしたいと思っております。

先ごろ、八日でしたでしょうか、厚生労働省の方で発表されました二十一世紀成年者縦断調査によりまして、これは追跡調査のような形のものでございますが、平成十四年、その当時独身だった若者が十六年までの二年間の間に結婚した割合、これは、実は正規雇用者は一〇％を超えております。しかしながら、非正規の雇用者については約三％、無職の方はさらにそれより低い数字ということが統計の数字として出ております。非常に大きな差異が認められると思うのですが、少子化対策、一般に非婚化ですとか晩婚化、それが原因と言われていると思います。そもそも結婚をしていただけないというような状況というのは解消していかないといけないと思っておりますが、そういった意味でも、若者、特に最近、ニート、フリーター、これが約二百万人と大変大きな数になっております。

こうした人々に対してどういう政策を講じていくのか、特に少子化という観点から、あるいは結婚を促すという観点から、どういう対策を講じていくのかというのにも私は非常に重要な観点だと思っております。これにつきまして、具体的な対応等ございましたら御説明をお願いいたします。

○鈴木政府参考人 若者の雇用と結婚の問題、確かに御指摘のような状況でございます。最近の雇用の環境を見ますと、全体の雇用情勢がよくなる中で、若い方の雇用環境、これも改善をしてくれております。ただ、残念なことがまだ失業率で見ればかなり高い水準にありますし、今御指摘がありまして、フリーターと言われる方、この二年間減少してきておりますが、まだ二百万人台でございます。

こうした状況が続きますと、本人にとつては、必要な技能、知識の蓄積がなされず、その結果将来の生活が不安定になるという懸念がございまして、そういう観点から、少子化対策という観点から、若者の雇用の安定ということが極めて重要というふうに考えております。

そういう観点から、今年度はフリーターの方、年間二十万人に常用雇用化してもらおう、そういう目標を立てまして現在取り組んでいる最中でございます。この目標の達成を確実なものにして、それから、来年度は目標を五万人引き上げて二十五万人の常用雇用化ということを考えております。そういう施策を積極的に講じながら若い方の雇用の安定を図っていきたくと考えております。

○上野委員 なかなか政策として非常に難しい分野だとは思いますが、やはり若者の定職化とかそういう対策についてもぜひお願いをしたいと思っておりますし、今お話しのようなことをこれから積極的に進めていきたいと思います。

ただ一方で、ニート、フリーターであつても子供を産めるといような観点も実は重要ではないかなと考えておりまして、これも私も新人でいろいろ勉強会をしている中でそういう意見がございまして、なかなか職がないと結婚できない、子供を産めないという状況は、それはそうなんです、が、そうでなくても産めるといような発想の転換も私は必要ではないかなと思っております。こ

れについては、また機会がありましたら別途議論をさせていただきたいなと思っております。

さて、この調査ですが、同じく平成十四年の調査のときに既に第一子の方がいらした夫婦の場合ですが、その後夫の育児時間が増加をした場合には二二％の夫婦で第二子が誕生している。その後夫の育児時間が減少した夫婦の場合は二二％しか第二子が産まれていない。そういった形で、男性の育児参加というのが第二子を産むということに、重要なファクターになっているというように調査結果が出ております。

男性の育児参加については、これまでいろいろな施策がとられておりますが、なかなか実態として、例えば、育児休暇の取得率も低いですし、実際の育児を助ける時間というのもし少ないというように調査結果があるかと思いますが、こうした実態を踏まえて、男性の育児参加について、具体的な方策というのについて何かお考えはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○北井政府参考人 御指摘のとおり、少子化の流れを変えるためには、男性も女性もともに子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができれば、そういう社会を実現することが重要であるというふうには認識をいたしております。

こうしたことから、私どもとしては、幾つかの施策に取り組んでいるところでございます。

例えば、一つには、男性の育児参加促進のためのモデル的な取り組みを行う企業二百社を選定いたしまして、この二百社に対する支援を行いつつ、こうした取り組みの好事例を普及していくことといたしております。

さらに、第二には、次世代法に基づきまして、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整備するための企業の行動計画をつくっていただくこと、それからそれを具体的に実施して成果を上げていただくこと、これを支援するといったことに取り組んでいるところでございます。

また、あわせて、昨年の国会で時短促進法を改正していただきまして、個々の労働者の健康と生

活に配慮するとともに、多様な働き方に対応した労働時間の設定の改善を図るための法律ということに改正をいただいたところでございまして、本年四月からのこの法律の円滑な施行に向けて準備を進めているところでございます。

こうしたことで、今後とも一層企業に理解と協力を求めて、男性が育児参加できるような職場環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 ありがとうございます。

政府では、先ほど大臣からも答弁がございましたけれども、六月に、骨太の方針とあわせまして、総合的な少子化パッケージの政策を打ち出すというお話を聞いております。その中では、ぜひ新しい新規玉、新規の政策についても盛り込んでいただきたいと考えておりますが、私は、やはりこの中で、今質問をさせていただきましては若者対策、それから男性の育児参加、これは今までの政策ではなかなかうまくいかないという難しい問題だと思えます。この二つの問題もぜひ大きな柱として取り上げていただきたいと思っています。

特に、今局長の方からお話がございましたが、男性の育児対策で今モデル的に育児参加企業への支援を行っているというお話がございました。これは今、今年度から始める予定だと伺っておりますが、全国で二百社限定ということでございます。私は、もう少しこの枠を広げてほしいと思いますし、あるいは一般的な制度としてこうしたものを定着させていくという視点も必要ではないかと考えております。

さらには、男性の育児参加ということですが、これもなかなか、いろんな政策があるんですけども、うまく実効性が上がっていないという面があります。私は、やはり法律の中できちんとそうしたことも位置づけるというような視点が必要かと思っております。男性の育児参加について努力義務のようなものを法案の中で規定して、それを根拠にいろいろな政策を進めていくという視点も必要かなと考えているところでございます。私どもいろいろな方策が考えられると思います。

自由民主党も、自民党の部会ですとか、いろんな観点で党の方針をまとめていくわけでございますが、ぜひ政府の方でも、各省が連携をしてそういう政策を実行していただきたいと思っております。そうした点も含めまして、六月の取りまとめに向けまして、どういう観点で、あるいはどういう姿勢で少子化対策に厚生労働省として取り組んでいかれるのか、その方針なり姿勢につきまして御説明をお願いいたします。

○中野副大臣 上野委員の御質問にお答えをしたいと思います。御指摘のとおり、若者の雇用の安定と男性が育児参加できる働き方というのは、少子化対策を推進するに当たって大変重要な課題であると認識をいたしております。厚生労働省といたしましては、子ども・子育て応援プランや若者の自立・挑戦のためのアクションプランに基づきまして、今日まで、今いろいろ御指摘もございましたけれども、取り組みを進めてきたところでございます。

今後は、御指摘の、若者の雇用の安定といましようか若者対策と、それから男性の育児への取り組みに向けましてという二つの課題に対しまして、さらにどのような方策が考えられるかということについては、今御指摘のとおり、六月の骨太の方針、またその他の取りまとめに向けまして、関係省庁と密接な連携を図りながら、前向きに、積極的にこのことを検討してまいりたいということを考えておりますので、どうか御支援を賜りたいと思います。

○上野委員 副大臣、ありがとうございます。

この検討に際しましては、ぜひ、地方の声ですとか、あるいは民間で一生懸命頑張っている方々の皆さんの声、そうしたものを積極的に勘案していただいて、政府としての方針を取りまとめたいいただきたいと切にお願いをするものでございます。

それでは、また三位一体の関係に戻らせていただきますけれども、昨年末、政府内部でいろいろな議論がございました。その中で、生活保護費の問

題が最後大きな争点として取り上げられたわけでございます。これにつきましては、憲法上の要請ですとか、あるいはいろいろな観点があるかと思えますが、平成十七年の十一月三十日、昨年の十一月三十日の政府・与党合意におきましても、国と地方が一致した適正化方策については速やかに実施するというふうになされております。

今、生活保護の実態でございますが、保護世帯を類型化いたしますと、昨年の十一月現在で、その約四割が高齢世帯となっております。今後、高齢化が進展するにつれて、生活保護世帯の増加ということも懸念をされるところでございますし、その際、国民の最低限の生活を保障するという、これは憲法上の要請でございます。でももちろんしっかりと対応しなければいけません。一方で不正受給という問題もさまざま露見をしているということでございます。

国と地方の財政環境、これからますます厳しいことが予想される中で、やはり生活保護政策、生活保護費の問題についても厳格な制度運用というようなことが求められると思いますが、この点につきまして、国と地方の協議会では幾つかの提案がされております。例えば、先ほど大臣お話がございましたが、金融機関の調査協力義務づけですとか年金担保貸付制度の見直し、あるいは被保護者の資産処分厳格化、これは、資産がある程度あっても、それを売却せずに生活保護費を受けていらつしやるというような実態もあると伺っておりますが、こうした問題に関して、厚生労働省としての検討状況あるいは対応状況、どうなっているのかについて御説明をお願いいたします。

○中村政府参考人 お答えを申し上げます。

委員から御指摘ございましたとおり、国と地方で合意いたしました項目については速やかに取り組むということで、厚生労働省では、年度内に、地方側からの要望事項を含めまして、適正化方策を取りまとめまして、生活保護行政を適正に運営するための手引として地方自治体にお示しし、十八年度以降はこの手引に従ってさらなる適正化を

図っていただきたい、こういうふうに思っております。

今委員からお話のございました数点につきましては、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、地方自治体から強く御要望がございました年金担保貸付制度については、来年度、十八年度からは、生活保護受給者の方に対しては年金担保貸し付けを行わないとか、過去に年金担保貸し付けを利用してそれが原因で生活保護を受給した方については、再度貸し付けを受けた場合には原則として保護を適用しないとか、厳格な措置を講ずることといったしております。

資産調査の関係機関に対しまして、私ども、一層の御協力をお願いするとともに、地方自治体からは個人情報保護法があつてなかなかうまくいかないという御要望もございましたので、個人情報保護法との関係も整理し、きちんとやれば問題はないということも明らかにすることとしたしております。

また、二月には、地方自治体側とも私ども実務的な協議も続けておりまして、委員から最後にお話がありました資産の問題などについても、自治体からも御指摘を受けております。我々、今の保有基準が適正であるかどうかも含め、また、資産活用をするためにリバースモーゲージとかさまざまな手法が言われておりますが、これは一般の方でもなかなかうまくいかない、低所得の方に対してどうあるべきか、そういったことも含めまして、自治体側とも協議を進めまして、成案が得られましたら実施を図ってまいりたい、こういうふうを考えております。前向きに取り組んでおります。

○上野委員 ありがとうございます。

時間が参りましたのでこれで質問を終わりますが、最後お話にありましたリバースモーゲージの問題等も地方から非常に強い要望が出ておりますので、実態として難しい面もあるかと思いますが、前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。
○岸田委員長 次に、松浪健太君。
○松浪(健太)委員 自由民主党の松浪健太でございます。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

さて、今回のこの法案によりまして、三位一体の改革が着実に進んでまいります。しかしながら、この三位一体の改革、私も、この国の財政が逼迫する中、非常に重要なものであるということはおわかっておりますけれども、地方には大きなしわ寄せが行くのも事実であります。

こうした中、特にお年寄りの皆様は将来に対しての不安を大きく持っていていらっしゃいます。また、今回、児童手当の方は拡充されますけれども、これも先進国に比べれば、我が国の子育て対策に使われているお金というのは非常に少なくなっているのも事実でございます。

まずは、そうした不安について一つ質問をさせていただきます。

今回の三位一体の改革に伴いまして、特に国の施設整備費五百億円が二百五十億円となつて、半分になって地方に移譲されるわけでありまして、確かに、介護保険導入後、多くの施設ができたのも事実であります。

しかしながら、私も現場を回っているときにその声に耳を傾けてみますと、多くの古い社会福祉法人は、長年措置制度のもとで繰り越しなどはほとんど認められてきませんでした。こうした中で、介護保険が導入された後、やっと非常勤の勤務員をふやしたんだとか、または食堂を一部委託にして何とか内部留保金というものを募つてきてこまめやつてきたというのが実情であろうかと思ひます。また、そうした中で、経営努力が限界に来ていたのに、今まさに介護保険法の改正でさまざまな点数が下がっていくという追い討ちにも遭っているわけでありまして。

そこで、特にこうした古い社福法人についてで

すけれども、施設の建てかえ及び改修というものの影響をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○磯部政府参考人 今回の地域介護・福祉空間整備等交付金の見直しにおきましては、特別養護老人ホームなどの広域型の介護施設の新築あるいは改築等につきまして助成してまいりました都道府県交付金を廃止し、税源移譲することとしております。

この場合、これに相当する補助を都道府県等が行う場合には、総務省におきまして必要な地方財政措置が講じられると承知しております。お尋ねのようなケースにつきましては、今後、都道府県により適切な対応が行われるものと考えております。

また、存続いたします市町村交付金におきましては、先進的事業の推進について対象とすることとしておりまして、従来型施設をユニット型施設に改修するといった場合にも対象としていきたいと考えております。

○松浪(健太)委員 地方では、本場に今現場で厳しい声が上がっておりますので、こうした方々に不安を与えないような、そうした施策をもつと皆さんにアピールをしていただきたいと思ひます。

次に、今回、児童手当の拡充がなされるわけでありまして、この児童手当の問題に入る前に、まず、子供というものを大臣はどのようにお考えになっているのか、子供というものは一体何なのかということ伺いたいと思ひます。

○川崎国務大臣 私は、子供ができたのは八年目なんです。正直言つて、サラリーマンの時代にできなかった。一回目の選挙に落選しまして、二回目の選挙に当選して、それからやつてきました。そのときに、授かったという思いをいたしました。天からの授かり物だなど。そういう意味では、子供というのは、そんな思いを持っておりま

す。
○松浪(健太)委員 ありがとうございます。
私も、実は母親が大臣より一つ年上でございま

して、大臣にとつては子供のようなものかもしれない。ま、前回は選挙で落選後十日後に親になりまして、子供を持つ一児の親でもございます。

そうした中で、私は、子供という言葉の表記の問題をちよつとここで取り上げたいと思ひます。実は、今、子供という表記が、こどもの日、また今文部科学省の方で議論されます認定こども園、これは全部平仮名になっております。そしてまた、新聞等では制と子供というのは漢字にするようにというルールがあるわけでありまして、けれども、一般に厚生労働省が取り上げる場合、子ども応援プランとかそういう場合には、子供はまぜ書きになっているわけでありまして。

私は、子供はやはり、彼らは小さいけれども、本心に自立をした一人の人間として認めなければいけないと思ひます。そうしたときに、この子供のまぜ書きという問題ですが、私が子供のころから、この「子ども」のまぜ書きというのがございまして、この「子ども」、私たち、実は子供心にどう思つたかといふと、どうして「供」というのを学校で習っているのに平仮名にするんだろうかというのを、我々非常に深く思つたわけでありま

す。この「子ども」という、「ども」を平仮名にするために合理的な説明がなされたことは、今までなかなかなかったのではないかと私は思ひます。実際問題、厚生労働省等に伺ひまして、何かこの「供」というのは、お供の「供」だから、そういう意味で差別的なんだという感じで使うのを避けてきたという経緯があるというようなことを聞きましたけれども、それに対する正確な経緯というのはないのが事実でございます。

大臣は、「子ども」というこの表記についてはいかがお考えでしょうか。
○川崎国務大臣 今も御説明いただきましたけれども、百科事典でこんなことが書いてあるんですよ。教育や福祉の世界では、要するに、「子供」と漢字の表現を避けて、「子」だけを漢字で書いて、

「ども」は平仮名で表記が推奨されることが多い、その理由としては、子供の漢字の「供」の字は、お供え、すなわち子供が大人の附属物であることを連想させるため、また神にささげる供え物の意味につながるため、子供の「供」は当て字なので、漢字に意味なく平仮名にすべきだ、こんな議論もあったようです。こういう議論もある。

一方で、私は正直言つて、ねんきん事業機構というのは自分でつけたものだから、何でこれは平仮名で書かないんだと、「こども」全部、こういう議論をしたんです。いろいろな考え方があるんだらうと思ひます。漢字で「子供」と書いた方がいい、私のように全部平仮名で「こども」と書けという人もいます。

そして、一般的な流れとして、これまで国会で御審議をいただき成立した法律はすべて、御指摘いただいたように、子供の「子」だけを漢字で書いて、「ども」は平仮名になっている。他の法律を見ますと、「こどもの日」、これは私の意見に合っているんですよ、平仮名で「こどもの祝日法」ということになりました。

そういう意味では、いろいろなこういう議論をしていくことが大事だと思ひます。今のところは、大勢としては、「子」と書いて「ども」は平仮名で書くというのが世の中の大勢にはなつておるようでございます。

○松浪(健太)委員 大臣のお考えもよくわかるわけでありまして、今御説明にありました、「供」が供えとかそういうイメージがあるというの、あくまで個人の主観の問題でございまして、皆さんのお手元に産経新聞の五月五日の記事があるかと思うんですが、そうしたものに根拠がないというのは、これでおわかりになつていただけるかと思ひます。

実際問題、民主党さんも今まさに子ども手当の法案を出していらっしゃるわけですから、ここですつかくですつから与党と違つて見識をすばつと見せていただければ、私はいいのではないかなと思ひうわけでありまして。

あと、私も、こうしたところに書いてはいないんですけれども、「子ども」というのは、これは日本の伝統的な言葉遣いにしましては、私も元新聞記者ですので、非常に違和感があります。

拉致というのは、「拉」は一時は平仮名で書かれていたけれど、私が記者時代は、「拉」は常用漢字ではないから、拉致の「ら」は平仮名で、そして「致」だ。でも、「拉」という漢字は、てへんに立つくらいはみんな読めるよと、ばかにされているような感じを大人も受けたわけでありました。大人も受けたから、その拉致の「拉」、今皆さん新聞をお読みになって余り違和感を感じないと思います。常用漢字じゃないけれども、こんなばかにしたようなことはやめて使おうよということになっているわけでありました。

そして、もう一点だけ申し上げますと、「子ども」というのは、「ども」というのは複数形でありました。複数形でありますから、女に「ども」をつけたら「女ども」、余りいい響きはいたしません。そういうふうに見ますと、やはり「子ども」の表記、私は考え直していただきたいと思っています。

まさに子供というのは自立した存在として、やはり彼らに合理的な説明を、学校でも、こんなふうしてばらばらなんだと聞かれて先生が困るようでは、私はやはり先生にとってもよくないことであると思いますので、これは政府一体となつて、また文部科学省の所管のところで、私もお話をさせていたいただきたいと思ひます。まさに子供の問題で長くお話をして恐縮です。

また、率直に申し上げまして、今回の児童手当の問題に移りますけれども、少子化対策として、やはりこれはある程度子供を持つ親の負担を軽減していくという考え方、これは非常に大事であると思ひます。

しかしながら、先週も私、地元でちょうどミニ集会をやりました、それこそ三十代のお母さん方皆さんがいらつしゃって、児童手当、今、自民党案、民主党案、こうこうこうなっていますよというお話をしました。どっちもどっちやと言われて

しまいました。お母さん方は割と優秀なお母さん方ばかりで、皆さん三人子持ちやとかいう方が多かったんですけれども、それでもやはり、子供を産むというのは、こうしたお金だけで子供を産む気にはなれないんだよというようにお話をされておりました。私も、それは非常にそのとおりだと思ひました。

実際問題、そろそろやはり日本は、平成元年の一・五七ショックからずっと、なかなか大きな政策転換を行えずに來たわけでありまして、この長期的に下がってきた出生率について、これまでのこうした政策をどのようにとらえていられるのか、これについての所見を伺いたいと思います。

○川崎国務大臣 一つは、今、お金の話だけではないよというお話をいただきました。ドイツとフランスを比べるとまさにそうなっております。フランスはかなりの数字まで変わってきた。ドイツは我が国同様、一・三台で悩んでいる。手当てという面ではフランスよりドイツ、第一子からですからね、フランスは二万円ぐらい出していますけれども、第二子からですから。そういう意味ではドイツの方が経済的に、児童手当というだけでは実は多いわけですね。しかしながら、ドイツでは……。そうなるとう何ですかという、やはり基本的な教育なり保育に対する考え方、ここがフランスとかなり違いますねというところがあらわれてくるんだらう。

そういう意味では、日本も翻って考えたら、経済的支援と保育の面での支援、それから特に雇用の問題での支援、特に雇用の面は相当おくらしているねと思ひざるを得ない。したがって、この三つがうまくかみ合いながらやっていかなければならないんだらう。

では、それで解決しますかと言われると、私はそうではないと思ひつています。特に、一人目をつくった人が二人目をつくる時の子育て支援というのは物すごくプラスの面があると思ひつています。問題は、一人つくる前の結婚という問題をも

う少し考えなければならぬんだらう。ヨーロッパより悩んでいますのはアジアの国々でございます。韓国、台湾ともに一・一台、シンガポールとか香港になるともっと低いですね。現実、この少子化問題というのは、アジア問題と考へた方がいいかもしれない。

先日も韓国の方々と話をする機会がありました。そのときに、我が国は、実は私どもの出生率が四・三なんです。私は昭和二十二年です。昭和三十年に、七年ぐらいたつたらもう出生率二・一に変わっているんです。何ですかと言ったら、家族計画、社会全体が余り子供が多いのとは違うかなという形で切ったわけですね。方向性を切った。その流れがやはり来ていることは事実なんです。

韓国はどうしてそんなに子供少ないんですかと言ったら、いや子供が多過ぎると言つて、子供を少なくする方向へカーブを切った。その流れがずっと来た中に、先ほど言った社会の変化、特に女性の高学歴化、そして一方、高学歴で出た人たちが支えるものができ上がっていなかったというものが重なり合つて今日の状況になっているんだらう。

そういう意味では、子供の数が何で少ないんですかと言つたら、三分の二が結婚が少なくなつていくという理由、三分の一が、実は今まで二・一あったものが、どうもこの調子でいきますと、皆さん方の世代はひよつとしたら二切る、一・七とかそういう数字になるかもしれない。今までは結婚したら二人子供をつくりますよと言つてきたけれども、どうもその数字が、今の若い世代、我々の息子たちの世代は違う数字になつてきているな、こう思ひます。

そこは、ですから、できるだけの支援をしなければならぬ。二人は産むような支援をしていかなきゃならぬ。しかし、もう一度、結婚というものについてどう考へるかというのをお互いがしていかなきゃならぬ。

そこは、フランスは二つありますね。一つは、国全体でフランス人が多いことはいいこと

だ。これは韓国や日本のつい最近までの考へと違ひますね。余り多過ぎるのはどうだと言つてきたのが、フランスは多いことがいいことだということとが一つある。

もう一つは、結婚というものの概念をフランスは緩めた。そうですね、婚外子というものは四五%になつていく。事実上の結婚というものを認めて、戸籍まで入らなくても事実上結婚というものを認めて、社会全体として支援するような形になつていく。

さあ、そういった問題も複合的に、我々より、まさに世代を担う皆さん方どうぞ考へていただいて、決めていかなきゃならぬのじゃなからうかな、こう思つております。

○松浪(健太)委員 まさに今大臣がおつしやいましたバツケージの問題、そしてまた、若い者に結婚をしると言われる。私も友人にはかなり勧めておるんですけども、実際現場では難しいものがあるのも事実でございます。

そして、今大臣おつしやいましたが、確かにフランス、最近では、先日の新聞では一・九をさらに超えて、まだ上がつていっているというふうな報道もありました。確かにフランスでのやり方、非常に我々も参考にすべきところが多いとは私も思ひます。

しかしながら、確かに今大臣おつしやいました婚外子の問題、まさに日本と違う形態で生まれた子供の数が半分に近いような状況であると聞いておりますけれども、そうしたことが果たして、私は、日本ではそれはちよつと合わないんではないかと思ひます。やはり文化的な背景が違うわけでありまして、私は、日本は日本なの、向こうでは二十を超えると、成人をしてしまつと、親も子も非常に自立をするから福祉が進んできた。

しかしながら、我が国では、いまだに親と子の助け合いというのが非常に多く見られるところでありまして、私は、逆に、この核家族化した日本の中では、三世代で住めば優遇税制ぐらいを入れて、おじいちゃん、おばあちゃんも孫を見て、そ

して、それが保育のかわりになるし、子供たちにも教育になるといったような日本独自の補完のあり方があるべきであると思います。

また、こうした家庭のあり方につきまして、一度中野副大臣に御所見を求めたいと思います。

○中野副大臣 家族に対する考え方というのは、今大臣も申しましたけれども、国によっても、また国民一人一人の中でも違いがあるということは事実でございます。

そういう中で、我が国としましては、少子化社会対策大綱にありますように、「家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場である。」という家庭の役割を大切にしながら、少子化対策としての施策を図ってきたい。

ですから、いろいろな意味で、まだまだ大勢の人たちのいろいろな家庭観もございますけれども、やはり政策としては、この少子化社会大綱にあるような家庭観というものを持ってやりたいと思っております。

○松浪健太委員 まさに我が国の文化を大事にした、こうした家庭観を大切にしながら少子化対策を行っていただきたいと考えております。

さて、あと、今回の児童手当でございますけれども、我が国では、第一子、第二子までは五千人、そして次の第三子は二万円というふうに、三子についてインセンティブをつけているわけでございます。そして、民主党さんの案では、一律一万六千円ということで、すべて横並びということでございますけれども、まさにこうした二子、三子と子供がふえるにしたがってインセンティブをつけるということについての考え方をいただきたいと思っております。

○北井政府参考人 今御指摘いただきましたように、我が国の現在の児童手当の額については、一子、二子が月額五千人、三子以降が月額一万円ということになりまして、出生順位による差をつけているわけですが、この現在の姿になり

ましたまでの経緯についてちょっと簡単に御説明を申し上げたいと思います。

児童手当につきましては、まず昭和六十一年の改正において、それまでは、制度発足のときは第三子以降だけに支給しておりましたものを、六十年改正におきまして第二子に拡大いたしました。その際に、第二子と第三子以降について、まず支給額について差を設けることとしたしました。それからその後、平成三年の改正におきまして第一子にも支給対象とするということにいたしましたときには、第一子と第二子を同額といたしまして、現在の姿となっております。

諸国の児童手当についての状況を見てみますと、ノルウェー、デンマークのように、順位にかかわらず一定額としておる国もありますし、イギリスのように、むしろ後の方が低くなっておる国もございますが、フランス、ドイツなどのように、後の方が高くなっている、日本と同じようなことになっているのが一般的と承知をいたしております。

こうした出生順位によります児童手当の額の差は、子供の数がふえるほど、就業中断の期間が長くなり家計の収入減につながるというふうなことを含めて、子育ての負担はより大きくなるわけでございますから、こうした家庭に配慮する必要があるという観点から、むしろ出生順位による差を設けるということは意義あるということで考えております。

○松浪(健太)委員 こうしたインセンティブをつけるということは、やはり心理的には重要なことであると私は思います。

次の質問に移りますけれども、まさに少子化対策、本当に我々も、若い世代で友人たちが結婚しない、子供をつくらないということを見ておりまして、やはり心理的な要素というのが少子化というものには非常に大きいのではないかと思うわけでありまして。

私も昨年まで浪人生活を送っております。先ほど申し上げましたように、浪人中に娘が生まれ

まして、娘も一歳になって、保育園に入りました。保育園というのはありがたいですね。収入がありませんから、月一万円で一歳の子供を預かっていただけるわけでありまして。

では、一体どれだけの税金が投入されているのかということに思いをさせますと、私も行って園長先生に何うと、一人当たり、ゼロ歳の方が何十万円とかかるのですけれども、当然十数万円のお金がかかる。保育所の規模にもよりますけれども、大きいもので大体十六万円ぐらいだとおっしゃっておりますので、まさに十五万円の税金を我々は毎月いただいていた計算になるわけでありまして。

そうした中で、やはり今皆さんおっしゃるのは、子供がいるのが非常に負担になると。経済的負担を理由に上げられる方が多いわけでありまして。例えば、年金の場合は平成二十年からちゃん

と目に見える形のお手紙が届くというふうになっているわけでありましてけれども、それに似たような、まさに若い世代の方には、子供がいる世帯、そしていない世帯で、どのように優遇されているのか、どれぐらい包括的に税金がかかっているのか、国からのまた地方からのお金が入っているのか、そういうものを目に見える形でできる仕組みを何とかできないものか、大臣に伺いたいと思っております。

○中野副大臣 子育て家庭に対する支援につきましては、例えば、先ほども出ておりますけれども、児童手当については、一子、二子は年間六万円、それからは、税制の扶助につきましても、子供一人当たり、所得税で三十八万円、地方税で三十三万円の控除があるわけでございます。これは例えば、所得税一〇％、地方税五％というのが、大体標準的な税率が多いのでございますけれども、それについて申し上げますと、大体所得税で年間三万八千円、地方税で一萬六千五百円の減税効果がございます。

また、保育所につきましても、いわゆる保育サービス一人当たりの年額が平均五十二万円の公

費負担になっておりますし、放課後児童クラブについても、平均的なクラブにつきましましては、大体一クラブ二百六十四万円で、一人当たり六万円ぐらいの負担になっておるわけでございます。

今お話しのように、支援については、いろいろな家庭の事情とか、いろいろケース・バイ・ケースで異なるものでございますから、子供のいる家庭が子供のいない家庭に比べてどの程度経済的な支援を受けているかということについて一律に申し上げるというのはなかなか難しいわけでございますけれども、今委員がおっしゃった意味といたしまして、意義といたしまして、子育てについてはおっしゃるとおりでございます。子育てに対して相当程度の公的支援を今国も行っていることを広く国民に周知するようにこれからも努めてまいりたいと思っております。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。

まさにコストの問題で、一々それぞれの世帯を言っているわけでありまして、コストの問題もあるかと思っておりますけれども、それであれば、せめて幾らかの標準世帯、標準世帯といたしても、戦後のように、両親がいて、お母さんが配偶者で子供二人というのを標準世帯にするのではなくて、両親共働きで、そして子供が一人、二人、三人の場合、平均所得ではどれぐらいになるか、そういった標準的なモデルを国民の皆さんの前にわかりやすく示して、今、中野副大臣おっしゃったようなアピールをしていただきたいと思うわけであります。

最後になりましたけれども、またこうした新たな仕組みづくりとか、さらには、識者によつてはもう全部を廃止して年額一人百万円ずつ渡しちゃえなんというのを逆説的に言われる方もいらっしゃるぐらいですので、今後また抜本的な試みというものをすべきかどうか、最後、大臣に決意を伺いまして、質問を終わらせていただきます。

○川崎国務大臣 さまざまな政策の組み合わせに

昨年十一月、三位一体改革の総仕上げということで、五千四十億の税源移譲を実現するという課題が厚生労働省に与えられました。最終的には、官房長官が裁定を行われまして、生活保護費の国庫補助率の見直しは送りになりました、児童扶養手当は四分の三から三分の一に、また、あわせて児童手当も三分の二から三分の一ということと

かに国かも知れぬという議論があつたんです。一方で、住宅とか医療という問題、医療は特に入院という問題とくつついていきますから、そこは介護という問題とやはりセットになつていきます。こういう選択というものは正直言つて国ではわかりませんね、その部分は。まさに地方で担つていただく分野ですから。住宅とかそういうもの

一方で、先ほどから議論がありますように、できるだけ地方の裁量権のあるものを渡してほしい。今まで整備費とか公共事業は渡さないという考え方で来ましたけれども、それは、介護保険制度もかなり時間がたってきたから、地方に、都道府県に任せましようということで整備費というものを実は思い切つて渡しました。ただ、お渡しす

活保護については適正化しようということで合意ができ上がりましたから、その目標に向かって今いろいろやっています。

こちらは今法律を御審議いただいて、これが通りましたならば、その中において、地方というもの和我々がしっかり話し合いをしながら、成果が上がるようにしていかなきゃならぬ。そして究極

的には、やはり自立支援というものに結びつくような施策をさまざまな形でやっていかなければならないだろう。そういう意味では、数字もしつかりとらえながらやっていかなきゃならぬ、このように思っております。

○高木(美)委員 よろしくお願いいたします。

それでは、北井局長にお伺いさせていただきます。

今、この児童扶養手当につきまして、母子家庭も大変急増しているという状況でございます。平成十五年のデータでございますが、既に百二十三万世帯ある。また、そのうち、離婚が八割、死別が一割、こういう数字でございますが、今具体的にどのような支援が行われておりますか。現状と課題をお伺いしたいと思います。

○北井政府参考人 母子家庭への支援策でございますが、平成十四年の法改正によりまして、それまでの児童扶養手当を中心とする経済的支援のみといった支援から、経済的支援も含め、かつ、子育て支援、生活支援、それから就業支援といったようなことを含めた総合的な自立支援ということにかじを切ったわけでございます。

そして、平成十五年度から、例えば、就業支援サービスや生活支援サービスを一貫して一つのところで提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業、あるいは、教育訓練給付金などを初めとする就業支援を中心に新たな施策のメニューを導入いたしまして、地方自治体に御努力をお願いしているところでございます。

現状でございますけれども、こうした就業・自立支援策におきます自治体の取り組みについては、年々進展いたしまして、成果も着実に上がっているところではございますが、まだ取り組みが進んでいない自治体もあるなど、地域間格差が率直に言って存在しております。まだ十分とは言えない状況にございます。

こうしたことで、子ども・子育て応援プランにおきましても幾つかの目標を掲げまして、自治体に対して、あらゆる機会をとらえて事業の実施の

働きかけを行っているところでございますし、また、十八年度予算案におきましても、新たな取り組みとして、福祉部局と労働部局が連携して、個々の方々に応じた自立支援プログラムをつくって、自立に結びつけていくというような事業を全国展開していきたいというふうに考えておりまして、一層の努力をしていきたいというふうに思っております。

○高木(美)委員 大変ありがとうございます。重ねて局長にお伺いをさせていただきます。

今、母子家庭の就労といえますのは、常用雇用が四割、パートの方たちが五割、しかも収入は大体平均二百二十五万円程度、こういうデータでございますけれども、例えば、今も一部自治体でこうした現状があるというお話でございました。

特に、こうした常用雇用転換奨励金事業、これも今進めてくださっているわけですが、パートとして雇用して、その後、ジョブ訓練等を受けながら常用雇用へ転換できた、こういう事業主の方に三十万円の奨励金を出すという、こういう制度も使っているらしいようです。これにしまして、例えば、中核市、一般市、百九十七カ所、この申請をしているわけですが、二四・二％の実施率、こういう厳しい現状でございます。こうした実績の評価、これをまた今後どのように行われるおつもりなのか。

また、あわせて、私が考えますことは、やはり母子家庭の実態またニーズというのは実に多岐にわたっているのではないかと思います。お子さんの障害の問題であったり、また虐待の問題であったり、また、それぞれ背景としてある家庭の問題、雇用の問題等々、また夫のDVとか、いろいろな形があらわれると思います。そうした実態、またニーズが多様である、このことを考えますと、一般的な福祉として労働、こういう分野だけではおさまらない、そういう状況も多々あるというふうに伺っております。

これは府中市の例ですが、ここにある社会福祉法人、ここが府中市と連携をとりまして、

母子生活支援施設、旧母子寮ですね、このこと、子ども家庭支援センター、これは子育てを支援するところですが、これを併設して運営をしている。それが母子家庭の自立支援に大変大きな効果を上げている。その法人には顧問弁護士もいらつしやいます。リーガルサービスとまでは言わないけれども、やはり適切な法律上の助言も受けることができる。

今後、こういうネットワークを自治体としてどのようにつくっていくか、ここに解決のかががあるような、そういうふうにいるんですけれども、そうしたことににつきまして、局長のお考えを伺いたいと思います。

○北井政府参考人 今御指摘をいただきましたとおり、母子家庭対策というのは、本当に、福祉、労働を初めとしてさまざまな分野で、よく検討、連携をして、有機的に資源を組み合わせて、総合的に実施をしていかなければいけないものだと思います。

地域の資源もそれぞれさまざまでございます。そうしたものをいかに地域の独自の工夫や努力によりまして有機的に活用し、組み合わせることでいくかということだと思います。

今お話のございましたような府中市の例は、総合的なサービスをやっておられる例でございます。大変意義がある例でございます。私どもの母子家庭就業支援白書でも、実は好事例として紹介をさせていただいております。

こうしたようなことで、私どもの厚生労働省といたしまして、さらに一層総合的な自立支援の取り組みを自治体に促していきたいと思っております。特に、先ほどの常用雇用奨励金につきましては、今度の予算案におきまして一部支給要件の緩和も行いまして、さらに実施率が高まるように努力をしているところでございます。

また、弁護士を初めとする専門家の活用も必要なこととなりますので、こうしたものにつきましても必要な助成措置をつけまして、さらに自治体に努力を促していきたいというふうに思っております。

ます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。ぜひ有機的なこうしたネットワークシステムができ上がっていきましように、今後のまた御努力をお願いしたいと思います。

特に、平成二十年から手当の減額も開始されると先般の法改正で伺っております。当然、そのことによりまして、こうした相談・支援機関、どこが中心となつてこういう方たちの相談をしつかり受けとめながら、総合的な支援、そしてまた専門性、またスピード、これを持って解決に当たることのできるかどうか、最終的に自立支援までたどり着けるかどうか、これはまさに時間との闘いではないかと思っております。速やかな対応をお願いするものです。

あわせて、支援機関の相談窓口の質の向上ですけれども、特に、いろいろ事務所等にこうした母子家庭の方たちが行かれますと、大変扱いがぞんざいであつたりとか、また、聞きたいところをきちんと教えてもらえないとか、いろいろな声も実は入っております。

できましたら、多岐にわたる相談であることから、担当職員の方たちの研修というものも当然必要ではないかと思われましても、その点につきましてはいかがでしょうか。

○北井政府参考人 御指摘のとおり、多岐にわたる相談に応じます各自治体の相談窓口におきまして担当者の資質という問題は、大変重要な問題であると認識をいたしております。

そのため、特に、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に当たりましては、例えば就業相談におきましては、そうした就業支援施策、あるいは雇用、労働の問題に非常に十分な知識、経験をお持ちの方々に担当に当たっていただきたいということや、あるいは、養育費の確保などの専門的な相談につきましては弁護士さんなどの専門家を御活用いただきたいというようなことを地方自治体にも御要請しているところでございます。あわせて、資質の向上の観点からの研修でござ

いますが、毎年、全国七ブロックごとに、開催地の自治体の主催によりまして、センターの職員や、あるいは福祉事務所の母子自立支援員の方々にを集まりをいただきまして、研修を行っております。

厚生労働省といたしまして、経費を助成したり、あるいは、場合によりましては職員を派遣して、研修に当たらせているというところでございます。

○高木(美)委員　ぜひともよろしくお願いいたします。先ほどフランスの出生率というお話がございました。一月の発表では、三年連続で一・九四。大変うらやましいお話でございます。一人目のお子さんだけで見ますと、そのうち婚外子は五九％。私は、これは日本でも当然そうなんです、婚外子の差別をどう解消するかという、こうした民法の改正にまつわる問題もございしますが、ただ、女性が一人生み育てられる環境づくり、こまめで踏み込んでいくということも大事ではないかと思っております。

現実には、御主人が大変多忙であられて、一人で奥様が仕事しながらストレスも乗り越えながら子育てをしている、こういう例は大変多いわけでございます。この点のところをもう一つ、どうあれ、子育てをしっかりと自分で進めることができる、そこまでケアできる環境づくり、こうなると、私は、安心して子供を産むことができる、こういう社会に一步進むことができるのではないかとかねてより思っております。

そこで、これには当然経済的基盤が大事なわけでございます。この母子家庭でいいますと、養育費の確保、これをどうするかということが課題でございます。

伺いますと、養育費について取り決めているところがあるが三四％。中でも、今既に受給を続けているという方はわずか一八％。こういうことになりますと、どうしても経済的基盤が弱い。弱いでまた自立しなければ、今後減額もされてしま

う。当然、条件がございますので、そこは勘案されると思っておりますけれども。

ただ、スウェーデン、イギリス、フランスを初め諸外国では、こうした養育費の立てかえ払い制度というのがございます。国として肩がわりするところもございします。こうした制度につきましても大臣のお考えを伺わせていただき、あわせて母子家庭への支援の御決意を伺わせていただければと思います。

○川崎国務大臣　私も、初めて数字を見まして、養育費の取り決めをしているのが三三％、養育費を受けているのは一八％、五分の一ないという現状にあります。

そこで、欧米の制度でありますけれども、基本的には離婚という制度が裁判によつてのみできる、したがって、そこで当然取り決めが、裁判所がかんだ中ででき上がる、その徴収を行政機関が手伝いをする、こういうシステムになっておるようでございます。

我が国は、もう御承知のとおり協議離婚が九〇％という状況でありますので、協議離婚の中で養育費の取り決めができるかできないか、これが一番の問題であろうと。

そうなりますと、まず各自自治体に、養育費の手引、先ほど専門の職員をしっかりと育てると言いましたけれども、やはりその分野で、養育費の額の相場や養育費の取得手続等を示したものを、PRと言っておかしいかもしれませんけれども、まず自治体の職員にしっかりと認識してもらって、相談に来られた方にしっかりと対応する。もつと言えば、弁護士さんに対応していただくということにもなるんだらうと思ひます。

それから、離婚届用紙を手渡す、当然その届けが出ることにありますので、その際に、養育費に関するリーフレットをやはり配るようにしろというところでやっております。

一方で、民事執行法の改正がされました。養育費の強制執行について、直接強制のほか間接強制ができるような制度にもなつてまいりましたの

で、そういう意味では民法的な方が担保されてきましたので、要は、離婚のときにきちっと養育費をもらえるような取り決めをしていく、当然の権利としてやっていくというところをどうこれから醸成していくか。地方自治体なり専門家によつて、そうした困られた女性の方々にアドバイスができるようなシステムをしっかりとつくり上げなければならぬんだらう、こう思っております。

いずれにせよ、子育て・生活支援、就業支援、また養育費の確保、経済的支援、さまざまなバックアップといひますか応援が必要であらう。そこをきめ細かくやりながら、少子化の問題のときにも申し上げましたけれども、一つの対策ではない、重層的な対策を組みながら母子家庭支援をしてまいりたい、このように思っております。

○高木(美)委員　どうぞよろしくお願いいたしま

これは答弁ただかなくて構いませんが、やはり婚外子の差別の問題ですね、相続分は婚内子の二分の一という。このことにつきましては、国際的にも、女子差別撤廃委員会であるとか子どもの権利委員会であるとか、そういうところから何度か勧告を受けてきたという経緯もあります。また、こうした差別を残している国は、ほかの国では、日本とフィリピンぐらいじゃないか、そういうふうな言ふところもあります。こうした民法改正も大きな課題であるかと思っております。

一方、先ほど大臣の答弁にありましたとおり、やはり司法へのアクセス、今なかなか裁判所が遠い、また、司法へのアクセスを踏み切るときになかなか使い勝手が悪い、これは今回司法制度改革で、また裁判員制度等もこれから始まりますけれども、これがもう少し一般的に、使い勝手がいい、こういう方向に進むことは今大きな流れであると思ひます。

そうしたことも含めまして、やはりこうした婚外子の差別であるとか、また、皆様がこうした知識を得て、法的な知識を持つて生活基盤をつくつていきますように、あわせて、また今後の御努力

をお願いさせていただきます。

時間がなくなつてまいりましたが、最後に児童手当のことをお話しさせていただきたいと思ひます。

児童手当につきましては、先般も予算委員会では我が党の井上政調会長、質問に立たせていただきました。

この児童手当、御存じのとおり昭和四十六年開始をされたわけでございますが、ここからも我が党、強い後押しをさせていただきながら、そして、後に、連立与党に七年前入りしましたけれども、そのときの連立合意で、児童手当及び奨学金制度の拡充等、少子化対策を進める、これは連立与党の合意として始めたことでございます。必死になつて公明党が、児童手当の拡充、財源を探しながら、またそれを見つけないと、一つ一つねり出しながらやってきました。そこをまた自民党の皆様が後押しをしていただきながらこまめで大きな拡充ができたというふうな思っております。

これは事実のことでございますので、あえて申し上げさせていただきますと思いますが、その都度、ばらまきであるという批判もずっと受けてまいりました。また、そうしたことによりまして、一般的な児童手当に対する認識、また、なかなか声にならない子育て世代のお母様たちの経済的な御苦労、これがかき消されてきたというのも一つの事象ではないかというふうな思っております。

今、少子化対策ということで、そうした世代の方たちに大きく光が当たりまして、このような、これから我が党も四月にトータルプラン、取りまとめさせていただきます、また六月には政府としても最終的な少子化対策、取りまとめくださるというところで、これから、まさにことしは少子化対策元年という大きな変化のある年というふうな認識をさせていただいております。

そこで、実は、現行の児童手当制度につきましては三つの目的が混在をしようと思っております。当然、お子さんを育てていらっしゃる御家庭の生活安定であり、また、児童の健全な育成であ

り、また、児童の資質の向上という三つの目的がこの児童手当という目的に入っていると私は認識をしております。ただ、今までそうした経緯の中でこの児童手当、育ててきたものでございますので、当然負担の割合につきましては大変いびつといいですか、そういう内容になっております。

先ほど来、社会全体でお子さんを育てる、こういう認識のお話があるございました。これは当然のことながら、これまでつくりました少子化社会対策基本法であるとか次世代育成支援対策推進法であるとか、その法の中に盛り込まれた理念が、子供は社会の宝であり社会を挙げて育てていくというこの理念のもとにつくられたものであると思っております。国、自治体、企業、そういった社会全体で支え合うこと、これがふさわしいというふうに私は認識をしております。

ただ、ここまで来ますのに、いびつな構造もございいます。そうした総合的な児童手当をこれからまたさらに大きく拡充していく上で、まず一つは負担についての見直し、整理のタイミング、また考え方の確認、こういうことにつきまして、大臣がいつの時期でどのように踏み切られるおつもりなのか、展望をお伺いしたいと思っております。

○川崎国務大臣 昨年の暮れに、自民、公明の両政調会長と私と総務大臣、財務大臣、五人で協議をいたしまして、財源手当ても行った上で、これは財務省にやりくりしてもらったわけですが、最終的に、児童手当、小学校六年生まで拡充しようということを決めていただきました。その過程の中で、公明党さんの強い御主張を入れながらやってきたということは間違いのない事実でございます。

児童手当につきましては、一時は、今委員自身がおっしゃったようにばらまきだという表現を使われた時代もございました。しかし、一方でだんだん成熟化してまいりました、児童手当の方が、私も先ほど表現をしましたが、見やすい。イギリスもスウェーデンも、見ましても、所得控除をやっていた時代から、もう手当てに一本化してきて

いるというように思っております。ドイツも所得控除と児童手当一緒にやっておりますが、これは有利な方を選ぶ、要は所得が高ければ所得控除を選んで、所得が低ければ当然手当でもらうという形でやっておりますから、流れ全体としてはやはり児童手当の方にまとめていくことが必要なんだろう。

ただし、ちょっと先ほど申し上げましたように、今度、教育の問題がかんできますね、高校生、大学生になると非常にそこで負担が大きくなりますから。その問題もあわせながら、当然これは文科省もかみながら全体の議論をしていかなければならないだろう、このように思っております。

いずれにせよ、企業というお話もございました。私は、実は前からこんなことを言っているんです。企業に、配偶者手当一万三千円、子供の手当が五千円ぐらいですか、場合によっては第三子で打ち切り、多分公務員も似たような数字になっておるんだと思うけれども、そこをそろそろ変える時期に来ているんじゃないか。女性も働く時代になってきているんだから、子供一万円ずつで一挙に変えられないか、こういうお話をしたことがあるんです。

そういう意味では、企業としての対応、これは人事院も含むんですけども、この問題もあわせながら、今お話ございましたように、六月に議論はまとめていかなければならないだろう。ただ、これだけではなくて、全体的な問題をまとめなければなりませんので、委員の御協力を心からお願ひ申し上げます。

○高木(美)委員 最後に、お願いでございますが、お手元に資料を配らせていただきました。色刷りの方の資料一でございますが、小学校六年まで、今改正で拡充となる予定でございます。この下の図の方、緑の線が三つございます。これはどうしても、中学校、十二歳から十五歳、この間が今さまたま手当ての面で抜けているという、その表示の図でございます。教育費は、小学

校、公立二十九万、中学校四十三万、こういうふうにあててまいりますけれども、中学校が抜けている。

さらに、その裏の資料二の方でございますけれども、これは所得控除と児童手当の合算効果についてでございます。左の図を、これは現行について見ていただきますと、合算された山に谷間ができております。所得の七百八十万から八百万過ぎたところ、ここが、要するに児童手当と扶養控除、両方合わせた段階で、一気にこの七百八十万以下の収入の方たちよりも受ける報酬が下がる、手当が下がる、こういう形になっております。

一方、右側の方をごらんいただきたいと思いますが、これは、今回の所得税、住民税、そこも含めまして、児童手当の合算効果でございますけれども、これによりまして、今度は所得が伸びます、八百六十万、今回、児童手当、ここまで拡充になります。ここまではいいのですが、この後、がくと一千万前後が下がる、こういう税と児童手当のかみ合わせ、こういう点をぜひ勘案いただきまして、先ほど大臣から、税ではなくて児童手当という、手当に行く方向が、一番公平ではないかというお話がありました、この点を勘案いただきまして、今後の児童手当のまたさらなる拡充を心よりお願い申し上げます。私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○岸田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

二 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

は、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律

(児童手当法の一部改正)

第一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「十分の一に相当する額を国庫が負担し、その十分の一に相当する額を」を「十分の一に相当する額を国庫」に改め、同条第二項中「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を」を「三分の一に相当する額を国庫」に改める。

第十九条中「十分の九を十分の八に」、「六分の四を三分の一」に改める。

第二十九条の見出しを「(報告等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

附則第六條第二項中「十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の一に相当する額を」を「十分の一に相当する額を国庫」に、「十分の九を十分の八に」、「六分の四を三分の一」に改める。

附則第七條の前の見出し中「三歳以上小学校第三学年修了前」を「三歳以上小学校修了前」に改め、同条第一項中「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」を「小学校修了前特例給付支給要件児童」に、「九歳を十二歳に」、「三歳以上小学校第三学年修了前」を「三歳以上小学校修了前」に改め、同条第四項中「小学校第三学年

修了前特例給付支給要件児童を「小学校修了前特例給付支給要件児童」に、「三歳以上小学校第三学年修了前」を「三歳以上小学校修了前」に、「九歳を十二歳に」、「十分の九を十分の八に」、「六分の四を三分の一に」改める。

附則第八條第四項中「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」を「小学校修了前特例給付支給要件児童」に、「三歳以上小学校第三学年修了前」を「三歳以上小学校修了前」に、「九歳を十二歳に」、「十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五を十分の一に」、「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の二を三分の一に」、「十分の九を十分の八に」、「その六分の四を三分の一に」改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

第五十三條中、「前条に規定するもののほか」を削り、「及び第六号の二を」、「第六号の二及び第九号に」、「第五号及び第七号を」及び第五号から第七号まで」に改める。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

第五十六條の二第三項中「知的障害児施設等」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設第七十二條第一項において「知的障害児施設等」という。」に改める。

第七十二條第二項中「第九項を」第七項に、「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。))」に改め、同条第四項中「第五十二條又は及び」を削り、同条第九項第七項中「第五項を」第四項に改め、同条第九項

中「第二項を」第一項に改め、同条第十項中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同条第十一項中「第五項を」第四項に、「第六項及び第七項を」第五項及び第六項に、「前三項を」前二項に改め、同条第一項及び第八項を削る。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一号及び第二号中「第三十七條の二」を削り、同条第三号を削る。

第三十七條の二第一号中「の費用」の下に「のうち、その運営に要する費用を加え、設置及び及び並びに視聴覚障害者情報提供施設の設置に要する費用」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十五條第二号の費用」の下に「第三十七條の二及び」を、「第三十六條第三号の費用」の下に「第三十五條及び」を加え、同条を同条第二号とする。

第五十一條第一項を削り、同条第二項中「(第三十七條の二の規定により国がその費用について負担するものを除く。)」を削り、「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項を」削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項を」第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「市町村又は都道府県」を「都道府県又は指定都市等」に改め、「又は第二項を削り、第三項及び第四項を」第二項及び第三項に、「前二項を」前項に改め、同項を同条第五項とする。

(生活保護法の一部改正)

第四條 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第七十三條第三号を削る。

第七十五條第一項を次のように改める。

国は、政令の定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三を負担しなければならない。

附則第九項の前の見出し及び同項を削る。

附則第十項中「附則第十四項を」附則第十二項から第十四項まで」に、「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改め、同項を附則第九項とし、同項の前の見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

附則第十一項中「前二項を」前項に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「及び第十項を削り、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項を削る。

附則第十四項中「附則第十項を」附則第九項に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十五項中「市町村又は及び」又は第十項を削り、「附則第十一項及び第十二項を」附則第十項及び第十一項に、「前二項を」前項に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十六項中「及び第十項」及び「市町村又は」を削り、同項を附則第十四項とする。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第五條 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第五号並びに第二十六條第四号及び第五号を削る。

附則第四項の前の見出し及び同項を削る。

附則第五項中「第二十六條の規定により国がその費用について負担するものを除く。)」を削り、「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改め、同項を附則第四項とし、同項の前の見出しとして「(国の無利

子貸付け等)」を付する。

附則第六項中「前二項を」前項に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「及び第五項を削り、同項を附則第六項とする。

附則第八項を削る。

附則第九項中「附則第五項を」附則第四項に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「市町村又は都道府県」を「都道府県又は指定都市等」に改め、「又は第五項を削り、附則第六項及び第七項を」附則第五項及び第六項に、「前二項を」前項に改め、同項を附則第八項とする。

(児童扶養手当法の一部改正)

第六條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「四分の三を」三分の一に、「四分の一を」三分の二に改める。

第二十八條の二に次の二項を加える。

2 都道府県知事等は、受給資格者母に限る。に於て、就業支援その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

3 都道府県知事等は、受給資格者母に限る。に於て、就業支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

第三十三條の三「この法律」の下に「(第二十八條の二第二項及び第三項を除く。)」を加える。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)

第七條 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條を」第九條に、「第十二條」第二十二條を「第十條」第二十條に、「第二十三條を」第二十一條に、「第二十四條を」第二十二條に改める。

第三條第二項第二号中「及び第六條第一項に規定する施設生活環境改善計画」を削る。

第四條第二項第一号中「当該区域」の下に「又は当該市町村の区域」を加え、同項第二号中「掲げる施設」を「掲げる事業」に改め、同号イ中「日常生活圏域」の下に「又は当該市町村の区域」を、「定めるもの」の下に「を整備する事業」を加え、同号ロ中「（以下「老人福祉施設」という。）」を削り、「日常生活圏域」の下に「又は当該市町村の区域」を、「定めるもの」の下に「を整備する事業」を加え、「（以下「特別養護老人ホーム」という。）」を削り、同号ハ中「日常生活圏域」の下に「又は当該市町村の区域」を加え、「整備する」を「実施する」に、「施設」を「事業」に改める。

第六條及び第七條を削る。

第八條中「第五條第二項又は」を削り、同條を第六條とする。

第九條第一項中「掲げる」の下に「事業により整備される」を加え、「この項を」を「この条に改め、同條第二項を削り、同條を第七條とする。第十條中「前條第一項」を「前條」に改め、同條を第八條とし、第二章中第十一條を第九條とする。

第三章中第十二條を第十條とし、第十三條から第十六條までを二条ずつ繰り上げる。

第十七條第一項中「第十三條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同條第二項中「第十三條第三項」を「第十一條第三項」に改め、同條を第十五條とし、第十八條を第十六條とし、第十九條を第十七條とする。

第二十條第二項中「第十六條」を「第十四條」に改め、同條を第十八條とし、第二十一條を第十九條とし、第三章中第二十二條を第二十條とする。

第四章中第二十三條を第二十一條とする。

第二十四條第一項中「第十八條」を「第十六條」に改め、第五章中同條を第二十二條とする。

（介護保険法の一部改正）
第八條 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「第二号に掲げる施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者」にあっては入居の際に要介護者である者に限り「を削り、「老人福祉法第十一條第一項第一号」を、「老人福祉法第十一條第一項第一号」を、「同項第二号を次のように改める。

二 特定施設

第七十條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八條第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同條第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一條第一項本文の指定をしないことができる。

第百十八條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画において、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を

定めることができる。

第百二十一條第一項を次のように改める。
国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の二十

二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十

五 第百二十三條第一項を次のように改める。

都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の十二・五

二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十

七・五
（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第十三條第五項」を「第十三條第六項」に改める。

附則第十三條第三項中「及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する

る月の前月までの期間に限る。）」を削り、同條第五項中「第三十二條第三項」を「第三十二條第五項」に、「千分の十一」を「千分の二十五」に、「百分の四十」を「百分の三十八」に改め、同條を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五條第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七條第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九條第一項の規定により読み替えられた第二十七條第三号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

附則第三十二條第三項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同條に次の一項を加える。

5 平成十八年度から特定年度の前年度までの各年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則第五十六條の表平成十七年度及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）の項中「及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）」を削り、同項の次に次のように加える。

平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。)	第三号の二第二項第二号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項
第三号の二第二項第三号	附則第三十四条第三項	附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項	附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項
第四号第一項及び第三項	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項	附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項
第十六条第二項第一号	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項

附則第五十六條の表平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)から特定年度の前年度までの各年度の項中「附則第十三条第五項」を「附則第十三条第六項」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担(平成十七年度以前年度の負担の事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。)

(児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

置

第三条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法(以下「新児童手当法」という。)附則第七条第四項において準用する新児童手当法第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、施行日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童(以下「三歳以上小学校修了前の児童」という。)のすべてが、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「小学校第三学年修了後小学校修了前の児童」という。)であるもの、施行日

校修了前の児童」という。)であるもの、施行日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者が養育する三歳以上小学校修了前の児童のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了前の児童であるもの、その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

2 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に新児童手当法附則第七条第四項において準用する新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新児童手当法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 施行日において現に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育していることにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者、施行日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつたことにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者、当該小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第四条 前条の規定は、新児童手当法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新児童手当法附則第七条第一項第一号イ」と、同条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは

「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替へるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この法律の施行前に行われた第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第七十二条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第八項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。第七十二条第一項」と、「第五十二条」とあるのは「旧児童福祉法第五十二条」とする。

2 第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。第七十二条第五項、第六項及び第九項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧児童福祉法第七十二条第一項の貸付けについても、適用する。この場合において、新児童福祉法第七十二条第五項中「前各項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第九項において「一部改正法」という。第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。第七十二条第一項」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項」と、同条第九項中「市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者」とあるのは「又は市町村」と、「第一項から第四項まで」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項」と、「前二項」とあるのは「一部改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧児童福祉法第七十二条第八項」とする。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行前に行われた第三条の規

定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第五項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。第五十一条第一項」と、「第三十七條の二」とあるのは「旧身体障害者福祉法第三十七條の二」とする。

2 第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下「新身体障害者福祉法」という。第五十一条第二項、第三項及び第五項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧身体障害者福祉法第五十一条第一項の貸付けについても、適用する。この場合において、新身体障害者福祉法第五十一条第二項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。附則第四項」と、「第二十六條」とあるのは「旧知的障害者福祉法第二十六條」とする。

号。第五項において「一部改正法」という。第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。第五十一条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、同条第五項中「都道府県又は指定都市等」とあるのは「市町村又は都道府県」と、「第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧身体障害者福祉法第五十一条第五項」とする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。附則第九項」と、「第七十五條第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五條第一項」とする。

2 第四条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付けについても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第十三項において「一部改正法」という。第四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。附則第九項」と、新生活保護法附則第十一項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、新生活保護法附則第十三項中「都道府県」とあるのは「市町村(指定都市等を除く。次項において同じ。又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。附則第四項の規定による国の貸付けについては、旧知的障害者福祉法附則第八項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第四項」とあるのは「国の補助金等の

整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第五條の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。附則第四項」と、「第二十六條」とあるのは「旧知的障害者福祉法第二十六條」とする。

2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。附則第五項、第六項及び第八項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧知的障害者福祉法附則第四項の貸付けについても、適用する。この場合において、新知的障害者福祉法附則第五項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第八項において「一部改正法」という。第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第六項中「附則第四項」とあるのは「旧知的障害者福祉法附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第八項中「都道府県又は指定都市等」とあるのは「市町村又は都道府県」と、「附則第四項」とあるのは「旧知的障害者福祉法附則第四項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧知的障害者福祉法附則第八項」とする。

整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第五條の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。附則第四項」と、「第二十六條」とあるのは「旧知的障害者福祉法第二十六條」とする。

2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。附則第五項、第六項及び第八項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧知的障害者福祉法附則第四項の貸付けについても、適用する。この場合において、新知的障害者福祉法附則第五項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第八項において「一部改正法」という。第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第六項中「附則第四項」とあるのは「旧知的障害者福祉法附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第八項中「都道府県又は指定都市等」とあるのは「市町村又は都道府県」と、「附則第四項」とあるのは「旧知的障害者福祉法附則第四項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧知的障害者福祉法附則第八項」とする。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第九条 この法律の施行前に作成された第七條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(以下「旧介護施設整備法」という。第六條第一項に規定する施設生活環境改善計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる施設に係る施設を設置する者又は施設において地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二條第一項に規定する介護給付等対象サービス等

を提供している者については、旧介護施設整備法第九條第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「施設生活環境改善計画」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第七條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第六條第一項に規定する施設生活環境改善計画」と、「第六條第二項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」とする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 第八條の規定による改正後の介護保険法第十條 第八條の規定は、施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に変更したと認められる同項に規定する住所の特例対象被保険者であつて、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

を提供している者については、旧介護施設整備法第九條第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「施設生活環境改善計画」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第七條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第六條第一項に規定する施設生活環境改善計画」と、「第六條第二項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」とする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 第八條の規定による改正後の介護保険法第十條 第八條の規定は、施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に変更したと認められる同項に規定する住所の特例対象被保険者であつて、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の項中「この法律」の下に「(第二十八條の二第二項及び第三項を除く。)」を加える。

(地方財政法の一部改正)
第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第十條第十四号中「児童相談所」を削り、「児

童福祉施設の下に「(地方公共団体の設置する保育所を除く。)」を加え、「(地方公共団体の設置する保育所における保育の実施児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。)に要する経費を除く。)」を削る。

(国民健康保険法の一部改正)

第十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 第一項第六号中「第八条第九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるもの」を「第八条第十一項に規定する特定施設」に改める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の国民健康保険法第十六条の二 第一項第六号の規定(入居に係る部分に限る。)は、施行日以後に同号に掲げる特定施設に入居をすることにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居をすることにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十三條第五項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

5 平成十八年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十三條第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九條第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十三條第五項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

5 平成十八年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十三條第六項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における新共済法第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十三條第五項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

5 平成十八年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十三條第六項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における第

一条の規定による改正後の法第十三條第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條第三項の改正規定中「附則第八條第三項」を「附則第八條第五項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第二十条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條中児童福祉法第五十二條の改正規定を次のように改める。

附則第二十六條中児童福祉法第五十六條の二の改正規定を次のように改める。

第五十六條の二 第一項第二号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給」を加え、同条第三項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(第七十二條第一項において「知的障害児施設等」という。)」を「知的障害児施設等」に改める。

附則第三十五條のうち身体障害者福祉法第三十七條の改正規定中、「第十八條第一項」を「第十八條第一項に、及び第十八條」を「第十八條」に改め、「を削り、同条第三号」を削る。

附則第三十五條のうち、身体障害者福祉法第三十七條の二 第一号の改正規定中「身体障害者福祉ホーム」を「のうち、その運営に要する費用(身体障害者福祉ホーム)に改め、「設置及び」及び「並びに視聴覚障害者情報提供施設の設置に要する費用」を削り、「視聴覚障害者情報提供施設の運営」を「視聴覚障害者情報提供施設の運

営」に改め、同条第三号の改正規定中「同条第三号中(第十八條第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第三十五條第二号の二の費用」を「同条第二号中「及び第十八條第二項」及び「第三十五條第二号の二の費用」に改める。

附則第四十三條を次のように改める。

第四十三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第五十一條第一項の規定による国の貸付けについては、同条第二項から第五項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法以下「旧法」という。第五十一條第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「旧法第五十一條第一項」とする。

附則第五十二條のうち知的障害者福祉法第二十五條第三号から第五号までを削る改正規定中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

附則第五十二條のうち知的障害者福祉法第二十六條の改正規定中「とし、同条第四号及び第五号を削る」を「とする」に改める。

附則第五十二條のうち知的障害者福祉法附則第四項から第十項までを削る改正規定中「から第十項まで」を「から第八項まで」に改める。

附則第六十條を次のように改める。

第六十條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第五項から第八項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法以下「旧法」という。附則第四項」と、旧法附則第六項から第八項までの規定中「附則第四項」とあるのは「旧法附則

第四項とする。

理由

平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金における国庫負担率等の見直し、基礎年金の国庫負担割合の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子ども手当法

目次中「児童手当」を「子ども手当」に、「第十七条」を「第十五条」に、「(第十八条―第二十二條)」を「(第十六条―第十七條)」に、「(第二十三條―第三十一條)」を「(第十八条―第二十五條)」に改める。

第一条中「児童手当」を「子ども手当」に、「家庭における生活の安定に寄与する」を「児童の養育に係る経済的負担の軽減を図る」に、「になう」を「担う」に改める。

第二章中「児童手当」を「子ども手当」に改める。第二章の章名中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「支給要件」を付し、同条第一項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

第四条第一項第三号中「児童」を「支給要件児童」に、「もの」を「もの」に改め、同号ただし書

を削り、同条第二項中「児童」を「支給要件児童」に改める。

第五条を削る。

第六条の見出し中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「児童手当」を「子ども手当」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」を「一万六千円に子ども手当の支給要件に該当する者以下「受給資格者」という。」に係る支給要件児童の数を乗じて得た」に改め、同項各号を削り、同条を第五条とする。

第七条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第七条とする。

第九条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「児童手当」を「子ども手当」に、「第二十七條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「児童手当」を「子ども手当」に、「第二十六條」を「第二十一條」に、「差しとめる」を「差し止める」に改め、同条を第十条とする。

第十二条(見出しを含む。)中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第十一條とする。

第十三条中「児童手当」を「子ども手当」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条を第十二條とする。

第十四条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

第十四条を第十三條とする。

第十五条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第十四條とする。

第十七条を削る。

第十八条の見出し中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第一項を次のように改める。

子ども手当の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

第十八条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「児童手当」を「子ども手当」に、「(第八条第一項)」を「(第七条第一項)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、第三章中同条を第十六條とする。

第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」を「第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用」に改め、同条を第十七條とする。

第二十条から第二十二條までを削る。

第二十三条第一項中「児童手当」を「子ども手当」に、「(提出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける)」を「第十三條第一項の規定による徴収金を徴収する」に改め、同条第二項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第三項中「提出金その他この法律」を「第十三條第一項」に改め、第四章中同条を第十八條とする。

第二十四条を第十九條とする。

第二十五条中「児童手当」を「子ども手当」に、「(提出金その他この法律)」を「第十三條第一項」に改め、「又は当該処分についての異議申立てに対する決定」を削り、同条を第二十條とする。

第二十六条第一項を削り、同条第二項中「児童手当」を「子ども手当」に、「(前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長)」を「(市町村長)」に改め、同項を第二十一條とする。

第二十七条第一項中、「児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分」を「及び子ども手当の額」に改め、同条を第二十二條とする。

当の額」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十八条から第二十九條の二までを削る。

第二十九条の三中「(第二十九條を除く。)」及び「(第十七條第一項の規定により読み替えられた第七條第一項、第八条第一項及び第十四條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)」を削り、同条を第二十三條とする。

第三十条を第二十四條とする。

第三十一条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第二十五條とする。

附則第四条から第八條までを次のように改める。

(子ども手当に要する費用の負担に関する暫定措置)

第四条 第十六條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「その全額を国庫が負担する」とあるのは、「その百分の九十二に相当する額を国庫が負担し、その百分の二・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その百分の三に相当する額を附則第五条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」とする。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第五条 前条の規定が適用される間、政府は、子ども手当の支給に要する費用及び附則第八条に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二條第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八條第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四條の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律

第二百二十八号)第二百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、前項の拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の額)

第六条 前条第一項の拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法

律第九号)第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項に規定する育児休業をしてる被用者(前条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。)について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額
地方公務員等共済組合法	給料の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額
	標準賞与額
	標準賞与の額
	期末手当等の額
	標準期末手当等の額

2 前項の拠出金率は、毎年度における子ども手当の支給に要する費用の予想総額の百分の三に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に附則第八条に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率(次項において「事業費充当額相当率」という。)を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

(拠出金の徴収方法)

第七条 附則第五条第一項の拠出金その他この法

律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行う。

2 政府は、附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

3 前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

(児童育成事業)

第八条 附則第四条の規定が適用される間、政府は、子ども手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業(育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を

豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。)を行うことができる。

附則に次の一条を加える。

(暫定措置に係るこの法律の規定の適用)

第九条 附則第四条の規定が適用される間におけるこの法律の規定の適用については、第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、第十七条中「費用」とあるのは「費用のうちその百分の九十五に相当する額」と、第十八条第一項中「第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける」と、同条第三項中「第十三条第一項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、第二十条中「第十三条第一項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、「裁判」とあるのは「裁判又は当該処分についての異議申立てに対する決定」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(所得税に係る扶養控除等の改廃等)

第二条 国は、子ども手当の支給に要する費用を賄うための安定した財源を確保するため、所得税に係る扶養控除等の改廃その他の必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置の原則)

第三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の子ども手当法(以下「新法」という。)の規定は、平成十八年四月以降の月分の子どもの手当について適用し、同年三月以前の月分の子どもの手当(この法律による改正前の児童手当法(以下「旧法」という。))による児童手当をいい、旧法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の給付を含む。)について

ては、なお従前の例による。
(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

第四条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当している者であつて、施行日において、その者が養育する十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までとの間にある児童(以下「義務教育終了前の児童」という。)のすべてが、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「小学校第三学年終了後義務教育終了前の児童」という。)であるもの、施行日の属する月

二 施行日において現に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当している者であつて、施行日において、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童を養育し、かつ、その者の前々年の所得が旧法第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの(その者が旧法第十八条第一項に規定する被用者又は旧法第十七条第一項に規定する公務員であるときは、その者の前々年の所得が旧法附則第六条第二項において準用する旧法第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの)、施行日の属する月

三 施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者が養育する義務教育終了前の児童のすべてが、小学校第三学年終了後義務教育終了前の

児童であるもの。その者が同条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

四 施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童を養育し、かつ、その者の前年の所得（施行日から平成十八年四月三十日までの間に同条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至った者にあつては前々年の所得。以下この号において同じ。）が旧法第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの（その者が旧法第十八条第一項に規定する被用者又は旧法第十七条第一項に規定する公務員であるときは、その者の前年の所得が旧法附則第六条第二項において準用する旧法第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの）その者が新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

2 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に新法第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 施行日において現に小学校第三学年修了後義務教育終了前の児童を養育していることにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者 施行日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年修了後義務教育終了前の児童を養育することとなったことにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者 当該小学校第三学年修了後義務教育終了前の児童を養育することとなった日の属する月の翌月
(子ども手当の認定に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において旧法第七条第一項（旧法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合並びに旧法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けている者（同日において八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童を養育する者に限る。）が施行日において現に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当するときは、その者に対する新法による子ども手当の支給に關しては、施行日において新法第六条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた子ども手当の支給は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、平成十八年四月から始める。

2 前項の場合において、その認定があつたものとみなされた子ども手当の額は、一万六千円にその者に係る新法第四条第一項第一号の支給要件児童（施行日において現にその者が養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童に限る。）の数を乗じて得た額とする。

(子ども手当の認定の請求等に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にされた旧法第七条（旧法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合並びに旧法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認定の請求は、新法第六条の規定による認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧法第九条第一項（旧法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認定の請求は、新法第八条第一項の規定による認定の請求とみなす。
(事業費充当額相当率に関する経過措置)
第七条 平成十八年度においては、新法附則第六条第三項中「前年度の事業費充当額相当率」とあるのは「前年度の児童手当法の一部を改正する

法律（平成十八年法律第 号）による改正前の児童手当法第二十一条第二項の事業費充当額相当率」と、「各年度における事業費充当額相当率」とあるのは「各年度における同項の事業費充当額相当率」とする。

2 平成十九年度以降の各年度においては、新法附則第六条第三項中「各年度における事業費充当額相当率」とあるのは、「各年度における事業費充当額相当率（児童手当法の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）による改正前の児童手当法第二十一条第二項の事業費充当額相当率を含む。）とする。

第八条 厚生保険特別会計法の一部改正（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスルヲ」を削る。

第二条中「児童手当勘定」を削る。

第五条ノ二を削る。

第六条中「児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツルヲ」を「児童手当勘定ヨリノ受入金」を削り、「業務取扱及当該拠出金ノ徴収」を「業務取扱」に、「年金額定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツルヲ」を「児童手当勘定ヘノ繰入金」を「並ニ年金額定ヘノ繰入金」に改める。

第八条ノ二を削る。

第九条中「並ニ年金額定及児童手当勘定」を「及年金額定」に改める。

第十一条ノ二を削る。

第十二条第二項中「又ハ児童手当勘定」を削る。

第十三条第一項中「及児童手当勘定ノ積立金」を削る。

第十七条の次に次の六条を加える。
第十七条ノ二 子ども手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第四条ノ規定が適用サルル間子ども手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニ

スル為第一条ノ規定ニ拘ラス之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

第十七条ノ三 前条ノ規定ニ依リ子ども手当ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ第二条ノ規定ニ拘ラス本会計ハ之ヲ健康勘定、年金額定、子ども手当勘定及業務勘定ニ区分ス

第十七条ノ四 子ども手当勘定ニ於テハ子ども手当交付金及児童育成事業費ニ充ツルヲ業務勘定ヨリノ受入金、子ども手当法附則第五条第一項第一号乃至第四号ノ者ヨリノ拠出金、同法附則第四条ノ規定ニ依リ読替テ適用サルル同法第十六条第一項ノ規定及同条第二項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリノ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ子ども手当交付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、子ども手当ノ業務取扱費、児童育成事業費其ノ他ノ諸費並ニ子ども手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツルヲ業務勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第十七条ノ五 子ども手当勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金トシテ積立テ又ハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

子ども手当勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

子ども手当勘定ノ積立金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ子ども手当交付金又ハ児童育成事業費ノ財源ニ充ツルヲ必要アルトキハ予算ノ定ムル金額ヲ限リ同勘定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

第十七条ノ六 子ども手当勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ子ども手当交付金ニ充ツルヲ一般会計

ヨリノ受入金及一般事業主ヨリノ拠出金ヲ以テ当該子ども手当交付金及児童育成事業費ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十七条ノ七 第十七条ノ二ノ規定ニ依リ子ども手当ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於ケル此ノ法律ノ規定ノ適用ニ付テハ第六条中「一般会計ヨリノ受入金」トアルハ「一般会計ヨリノ受入金、子ども手当法附則第五条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ子ども手当勘定ヨリノ受入金」ト「此等ノ事業ノ業務取扱」トアルハ「此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収」ト並ニ年金勘定ヘノ繰入金「トアルハ」、年金勘定ヘノ繰入金並ニ子ども手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ子ども手当勘定ヘノ繰入金「ト第九条中「及年金勘定」トアルハ「並ニ年金勘定及子ども手当勘定」ト第十二条第二項中「健康勘定」トアルハ「健康勘定又ハ子ども手当勘定」ト第十三条第一項中「事業運営安定資金」トアルハ「事業運営安定資金及子ども手当勘定ノ積立金」ト第十八条ノ二中「年金勘定ノ積立金」トアルハ「年金勘定及子ども手当勘定ノ各積立金」ト「業務取扱」トアルハ「業務取扱並ニ子ども手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収」トス第十八条ノ二中「年金勘定及児童手当勘定ノ各積立金」を「年金勘定ノ積立金」に改め、「並ニ児童手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収」を削る。

(厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 前条の規定による改正後の厚生保険特別

子ども手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

この法律の規定により市町村が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

第十一條 地方財政法(昭和二十三年法律第九

第一類第七号 厚生労働委員會議録第七号 平成十八年三月十日

会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成十八年度の予算から適用し、平成十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の厚生保険特別会計法に基づく児童手当勘定(以下この条において「旧勘定」という。)において、平成十七年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより、当該剰余金を新特別会計法に基づく子ども手当勘定(以下この条において「新勘定」という。)の積立金として積み立て、又は新勘定の平成十八年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧勘定の平成十七年度の出納の完結の際旧勘定に所屬する積立金の額に相當する金額は、新特別会計法第十七条ノ五の規定により新勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 前条の規定の施行の際旧勘定に所屬する権利義務は新勘定に歸屬するものとする。

4 前項の規定により新勘定に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新勘定の歳入及び歳出とする。

5 旧勘定の平成十七年度の歳出予算の経費の金額のうち、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをするものは、新勘定に繰り越して使用することができる。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の項を次のように改める。

号)の一部を次のように改正する。

第十条第十五号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第十一号の二中「児童手当の」を「子ども手当の」に、「児童手当法」を「子ども手当法」に、「第七條」を「第六條」に改める。

第二十九條の二の見出し中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条中「児童手当」を「子ども手当」に、「附記」を「付記」に改める。

第三十一條第三項中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号中「児童手当法」を「子ども手当法」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十四条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中、「第十五條」を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律(以下この条において「旧人事交流法」という。)第十五條(旧人事交流法第二十三條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、新法附則第四條の規定が適用される間、なおその効力を有する。この場合において、旧人事交流法第十五條の見出し中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、「第二十條第一

項第五号」とあるのは「附則第五條第一項第四号」とする。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十六條 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 前条の規定による改正前の公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下この条において「旧地方公務員派遣等法」という。)第八條の規定は、新法附則第四條の規定が適用される間、なおその効力を有する。この場合において、旧地方公務員派遣等法第八條の見出し中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、「第二十條第一項第四号」とあるのは「附則第五條第一項第三号」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第十八條 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(以下この条において「旧国家公務員派遣法」という。)第十七條の規定は、新法附則第四條の規定が適用される間、なおその効力を有する。この場合において、旧国

家公務員派遣法第十七条の見出し中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、「第二十条第一項第四号」とあるのは「附則第五条第一項第四号」とする。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第二十条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第二十一条 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第二十二条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(以下この条において「旧職務経験法」という。)第九条の規定は、新法附則第四条の規定が適用される間、なおその効力を有する。この場合において、旧職務経験法第九条の見出し中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、「第二十条第一項第四号」とあるのは「附則第五条第一項第四号」とする。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十四条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百

二号)の一部を次のように改正する。
第八十三条を次のように改める。

第八十三条 削除

附則第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分」を削る。

第二十八条中「第四条第一項第七十四号(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。に掲げる事務、同項第九十四号」を「第四条第一項第九十四号」に改める。

附則第三項中「事務、」を「第四条第一項第九十四号」に、「事務、同項第八十七号」を「第四条第一項第八十七号」に改め、「掲げる事務、」の下に「同項第九十四号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 新法附則第四条の規定が適用される間における前条の規定による改正後の厚生労働省設置法の規定の適用については、同法第二十七号中「国民年金事業」とあるのは「国民年金事業並びに子ども手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分」と、同法第二十八条中「前条」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第二十六条の規定により読み替えて適用される前条」と、「第四条第一項第九十四号」とあるのは「第四条第一項第七十四号(子ども手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。に掲げる事務、同項第九十四号」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。
(政令への委任)
第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当制度を子ども手当制度とし、義務教育終了前の児童を養育している者すべてに対し、児童一人につき月額一万六千円の子どもの手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三兆三千五百六十億円の見込みである。